

第五回國會 衆議院 水産委員會會議錄第二十四号

昭和二十四年九月八日(木曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 石原 圓吉君

理事 小高 嘉郎君 理事 鈴木 善幸君

理事 玉置 信一君 理事 松田 鐵藏君

理事 林 好次君 理事 砂間 一良君

理事 小松 勇次君

川村 啓八郎君 田口 長治郎君

富永 格五郎君 夏堀 源三郎君

足立 梅市君 長谷川 四郎君

奥村 又十郎君

出席國務大臣

大藏大臣 池田 勇人君

委員外の出席者

水産廳長官 飯山 太平君

農林事務官 松任 谷健太郎君

農林事務官 久宗 高君

農林事務官 十川 正夫君

農林事務官 松元 威雄君

通商産業事務官 馬越 善通君

専門員 小安 正三君

専門員 齋藤 一郎君

本日の會議に付した事件

漁業法案

漁業法施行法案

水産資料に関する件

○石原委員長 これより會議を開きます。

前會に引續き、漁業法案並びに漁業法施行法案を議題として質疑を続行いたします。

○砂間委員 本法案の目的が漁業の民主化にあるというところは、昨日来し

しば言われたところでありました。漁業の民主化ということとは、漁業を一、二少数の有力なる個人の独占に帰させて、そうして多数の漁民をその抑圧隷屬下に置いて搾取するということを排除して行つて、たゞさんの漁業に従事する人たちの生活條件を高め、あわせて生産力を高めて行くということが、漁業民主化の根本であるというふうに考へるわけでありました。ところが本法案によりまして、これまで専用漁業權で守られていたところの水面を一應解放いたしました。そして浮魚は自由漁業にすることになつておりました。自由漁業になつておるといふ点から見れば、だれでも平等に漁をやつていいということになりまして、一見そこ何らの障害や拘束がないように見えるのであります。しかし他方免許料、許可料等の点を考へてみますと、これまでは地先の海において自由に漁業ができたのですが、今度は鑑札を受けるとか、あるいは許可を受けるとか

いうようなことで、料金を出さなければ漁業ができないということになると思ひます。この料金を出すということとは、從來専用漁業權において自由に出漁できた漁民に対しては、そこに一つのそういう拘束ができるわけでありまして、こういう点からするならば、漁業の民主化という点と矛盾するのではないかと考へるわけでありましたが、この点についての長官の御所見を承りたいと思ひます。

○久宗説明員 ただいまの御質問は、

從來専用漁業權において守られておつた浮魚が、自由漁業になるので、零細漁民の保護に欠けるのではないかと。なにかお話を考へておられるのではないかと。これは從來専用漁業權の中に、いわゆる回遊性の浮魚が入つておりました。これを非常に狭い部落とか村の地先に割拠制をとつておつたわけであり

ます。根付の漁業であります。これは繁殖、保護といったような点もありまして、その部落にその管理をまかせるのがいいと思つておられますが、浮魚という關係は、当時最初に専用漁業權が出た際の、つまり明治末年であります。それから以後漁船も動力化いたしました。行動半径も非常に廣がつたということ、それから人口構成もいろいろかわつて参つております。で、当時の慣行というものを主として基礎に置きまして、非常にこまかく細分いたしました。これを、こういう浮魚のようなものについて設けるといふことは、零細漁民相互間の關係におきましても公平を欠くと思つておられます。それで今もつと現状に即しまして、これに新たな秩序を設けるといふ考へ方でありまして、決して從來の浮魚を全然野放しにしてしまつて、だれでもかつてにとつていいというのではないのであります。いづれにいたしましても、それを權利ということ、ごく小さな部落なら部落というわけにはあてましようというものは、漁業の管理上不適当であると思ひますので、これを委員

會の指示によりまして、新しい人口構成、あるいは漁業の状態というものを考へて、合理的な秩序をつくりたいというふうな考へるわけでありました。従つて決してこれは野放しになるわけではないので、浮魚と申しまして、やはりつり場が限定されますから、その漁場が漁民がどれだけの漁業ができるかということも当然限界があるわけでありまして、官廳側から見ました制度としては、自由漁業という形をとり

ますが、その操業の内容につきましては、海區の調整委員會が指示をいたしまして、一定の人間に限るといふことも行つてございまして、またその際に大きな漁業が入つて来て、その場を荒らすというような問題につきましては、委員會の指示によりましてそれを制限することによつて、漁業のものの合理的な運用と、零細漁民の保護ができると思ひます。またお話の中に、免許料、許可料をとるから、こういうふうなものについても相当な負担がかかるのではないかと。いふお話であります。主として零細漁民のやつております。これは料金をとるために、特に許可制度をとるといふのではないのであります。許可といふものは、別な形からどうしても許可制度が必要ならば、一部入ると思ひますが、大体においてこれは許可制度をしかない、いわゆる自由漁業という形になりますので、料金をこういふつり、はえななにかにまでかけると

いうことは、大体においてないと思へるわけでありました。

○砂間委員 これはきのうの問題になつた許可漁業の点についてでありましたが、現在におきまして機船底びきなどが非常に沿岸漁場を荒らしている。これは資源保護の点と関連して来るわけでありまして、非常に濫獲になつていて、沿岸の方に魚が寄つて来ない。最近の不漁の原因も一つはそこにあると思ひますが、一例を申し上げますと、あの九州の有明湾におきまして、これまでしけのあとはいが非常に漁があつたもので、それを当て込んでみんな小さい漁師が出て行つたのです。最近ではしけのあとになると、大型の機船底びきなどがやつて来て、そこをこつて行つてしまふ。こういう現象は瀬戸内海でもそのほか沿岸の至るところに見られるわけでありまして、こういう点について何らの保護規定がない。あるいは一應取締規則はありますが、それが全然有名無実になつておる。そのために狭い沿岸漁場がそういう大型の資本漁業に荒れまして、もう大型の資本漁業が打ちできない。もうな形になつて行つておる。これに對して今度の漁業法案を見ますと、全然その規定も何もないわけですが、こういう点についてどういふふうに対策を考へておられるか伺ひます。

○飯山説明員 ただいまの砂間委員の御質問は、沿岸の漁業者にとりましてはまことに重大な關係を持つておるわけでありまして。しかしこの漁業法に取

締りに関する規定が特に盛られていないという点についても、この漁業法自体として十分でない点は、私も認めておるのでありますが、しかし現在、今有明海の例をあげられたようでありますが、以東底びきに關しては、い

わゆる近海の底びきに對しては取締規則があるのではありませんが、御承知のように戦争中に各府縣の取締船並びに農林省の取締船が大半徴用され、そうしてそれが喪失され、終戦後各府縣並びに農林省においてもこれが復活に努力はしておりますが、予算の關係で遺憾ながらそれがまだ再建されていません。そういうために、取締規則はありますが、十分に取締りが行われていないために、今の有明海のような事態が起きているのであります。実は二十五年度におきましては、建造は現在の財政状態に許しかねるというような事情にあります。但しわれ／＼としては二十三年、二十四年ともこの取締船建造の予算は出してはおります。しかしながらこれが遺憾ながら通らないのであります。それで二十五年度においては、建造を一應控えて民間の以西底びきで減船された相当優秀な船がおりますので、これを七艘チャーターして、もつばら近海の底びき漁業の取締りに使用するという計画も立てております。なおその他北海道に關しては特に從來おつとせいの監視船を恒久的に取締船にするというような対策を立てておるのであります。しかし根本はやはり資源保護だと思ひますので、さしたつてはこの臨時國會にも提出の運びにいたしましたと思つておりますが、とりあえず資源枯渇防止法というような法案をつくりまして、この沿岸の資源の保護を十分にかりたい、こういう考えを持っております。

○砂間委員 取締りの船がないということも一つの原因かもしれないが、私は取締る意思がないというふうに見えておるわけでありまして、たとえば山口縣熊毛郡上関の漁業会におきましては、瀬戸内海に入つて来た違反船をつかまえて、このつかまえるときにも、非常にたくさん出かけて行つて、やつつかまえたわけでありまして、その漁具や漁船や魚を没收して処罰しようといはしたところ、檢察廳におきましては没收することを得という取締り規則にはなつておるが、することを得であるからして、しなければならぬというのではないからといつて、それをみす／＼逃がしてしまつた。また現在の罰則なんかによりますと罰金が非常に安いのです。ですから千円や二千円くらいの罰金なんかへいちゃらで、罰金を出して公然とそこを荒して行くというふうな事実がある。檢察當局なんか、せつかく漁民がそれでは自分たちの生活がおびやかされてやり切れないうので、みんなつかまえて、それを釈放して行くというものが事実であります。従つて規則はありましてそれが勵行されてない。また今の官僚と言ひますか、役所においては、それを積極的に取締る意思がないというふうに思われる。これは具体的な事実によつて私たちがそう判断するわけでありまして、従つて今後におきましては、一方において取締り規則を嚴重にし、その罰則等も強化すると同時に、これを漁民の自主的な警備と申しますか、そういうものを法的に認め

まして、具体的に言つと、たとえば漁業調整委員會でもよろしいと思ひますが、そういう民主的な機關に権限を持たせて、そして漁民自身によつて徹底的に取締つて行くというふうな規定を設けなければ、今後の違反についても徹底的な取締りができない。單に監視船をふやすというだけでは十分にできない。こう考へる次第であります。この取締りの点につきまして、今申しましたように、調整委員會なり、あるいは民主的な漁民組織に自主的な警備取締りの権限を付與して行くということについて、長官はどういうふうにお考へになりますか。今後の違反の取締りについて、何らかはかにもつと積極的な考へがあるならばお伺ひしたいと思ひます。

○飯山説明員 ただいまの漁民みずから取締り制度をつくるかどうか、こゝういふふうなお尋ねであります。現在の制度におきましては、ただちに漁民、いわゆる民主的な機關に取締りをさせるという考へは持つておりません。しかし御承知のように、近海の取締りについては、海上保安廳がこれを担当するということになつております。ただいま瀬戸内海の、山口縣の熊毛郡の漁村の例をあげられました事実を私は否定できないけれども、しかしそういう取締りの意思が政府にないといふことについては、私は承服できないのであります。先ほども申し上げましたように、予算を計上し、あるいはチャーターによつてこれを実施しよう。こゝういふ計画を立てておることはただ看板ではないのであつて、ほんとに取締ろう、こゝういふ意思に基いておるのであります。なお保安廳との取締りの關係につきましては、これは水産廳といささか権限の問題で解決してない点もあるのではありません。われわれとしましては、沿岸の漁業の取締りも水産廳においてやりたいという意思は持つておりますけれども、これは法律上保安廳の所管になつております。できるだけ密接な連絡をとつて、保安廳とともにこれを完全に取締るといふ行き方を現在も將來においてもとり、またとつて行こう。こゝういふ考えを持つておるわけでありまして、

○砂間委員 取締船などもふやすのだから取締りの意思はあると申されましても、實際の海面において実行されてないといふところに問題点あるわけでありまして。そういうあれやこれやをいろ／＼考へますと、この法案全体を通じまして、民主化という線が一つも貫かれていない。たとえば浮魚につかましても、その狭い封建的な領海の地域を撤廃するといふことには私もあえて反対しませんが、それが自由漁業になつた場合において、大型の船に圧倒されるということは明らかにことだと思ふ。また定置などの場合につきましても、きのう奥村委員がいろいろ申されましたように、法文の上では優先順位などをきめて、協同組合に優先的にやり、次には生産組合にやるといふことになつておりますけれども、その組合が弱体であつて事実上資金も資材もない。長官は自營の實力のある者に優先順位をやつて行くことになるというふうなきうも答弁されました。そうすれば法文は民主的にやつて行くように装つてはいるけれども、そういう民主主義の仮面に隠れて、一切の權利をみんな零細漁民から剝奪し

て、資本家がかつて氣まゝにやつて行けるというふうにするのが、この法の目的になつてゐる。従つて民主化の線という点が少しも貫かれていないといふふうな考へるわけでありまして。なお昨日以來、漁業調整委員會にいろ／＼と大きな権限を持たせまして、この調整委員會がほとんど一切の漁場の調整をやつて行くといふふうな説明されておるのであります。この調整委員會も、一應この漁民の民主的な線という形はとつておりますけれども、現在の状態におきまして海區から調整委員を選挙することになれば、その地方で相當の實力のある有力者が出て来ることは必然でありまして、ほんとうに勤勞している漁民の意見がこゝに反映されると思はれない。しかもこゝういふ機關であるところの調整委員會が漁業権を與えて行くとか、漁場の調整を具體的に實際にやつて行くとかいふ、大きな實際の権限を持つてゐるわけでありまして、これはどうして資金のある人たちに有利なように運営されて行くことは、今からばつきりしていると思ふ。従つてこの調整委員會をほんとうに民主的な機關にして、漁民の利益を守ることができるようなものにするためには、委員の構成及び選挙についても、もつと別の規定を設ける必要があるのではないかと。たとえばこの調整委員の選挙について、階層別に漁業労働者とか、自分で船を持ち網を持つてゐる自作農的な漁民の代表とか、資本家の代表とか、網元や船主の代表を一定の率をもつて出して行くのであります。こゝういふ階層別の選挙にしまして、實際に働いてゐるところの漁業労働者や勤勞漁民にウェートを重

りまして、この沿岸の資源の保護を十分にかりたい、こゝういふ考えを持っております。

○砂間委員 取締りの船がないということも一つの原因かもしれないが、私は取締る意思がないというふうに見えておるわけでありまして、たとえば山口縣熊毛郡上関の漁業会におきましては、瀬戸内海に入つて来た違反船をつかまえて、このつかまえるときにも、非常にたくさん出かけて行つて、やつつかまえたわけでありまして、その漁具や漁船や魚を没收して処罰しようといはしたところ、檢察廳におきましては没收することを得という取締り規則にはなつておるが、することを得であるからして、しなければならぬというのではないからといつて、それをみす／＼逃がしてしまつた。また現在の罰則なんかによりますと罰金が非常に安いのです。ですから千円や二千円くらいの罰金なんかへいちゃらで、罰金を出して公然とそこを荒して行くというふうな事実がある。檢察當局なんか、せつかく漁民がそれでは自分たちの生活がおびやかされてやり切れないうので、みんなつかまえて、それを釈放して行くというものが事実であります。従つて規則はありましてそれが勵行されてない。また今の官僚と言ひますか、役所においては、それを積極的に取締る意思がないというふうに思われる。これは具体的な事実によつて私たちがそう判断するわけでありまして、従つて今後におきましては、一方において取締り規則を嚴重にし、その罰則等も強化すると同時に、これを漁民の自主的な警備と申しますか、そういうものを法的に認め

まして、具体的に言つと、たとえば漁業調整委員會でもよろしいと思ひますが、そういう民主的な機關に権限を持たせて、そして漁民自身によつて徹底的に取締つて行くというふうな規定を設けなければ、今後の違反についても徹底的な取締りができない。單に監視船をふやすというだけでは十分にできない。こう考へる次第であります。この取締りの点につきまして、今申しましたように、調整委員會なり、あるいは民主的な漁民組織に自主的な警備取締りの権限を付與して行くということについて、長官はどういうふうにお考へになりますか。今後の違反の取締りについて、何らかはかにもつと積極的な考へがあるならばお伺ひしたいと思ひます。

○飯山説明員 ただいまの漁民みずから取締り制度をつくるかどうか、こゝういふふうなお尋ねであります。現在の制度におきましては、ただちに漁民、いわゆる民主的な機關に取締りをさせるという考へは持つておりません。しかし御承知のように、近海の取締りについては、海上保安廳がこれを担当するということになつております。ただいま瀬戸内海の、山口縣の熊毛郡の漁村の例をあげられました事実を私は否定できないけれども、しかしそういう取締りの意思が政府にないといふことについては、私は承服できないのであります。先ほども申し上げましたように、予算を計上し、あるいはチャーターによつてこれを実施しよう。こゝういふ計画を立てておることはただ看板ではないのであつて、ほんとに取締ろう、こゝういふ意思に基いておるのであります。なお保安廳との取締りの關係につきましては、これは水産廳といささか権限の問題で解決してない点もあるのではありません。われわれとしましては、沿岸の漁業の取締りも水産廳においてやりたいという意思は持つておりますけれども、これは法律上保安廳の所管になつております。できるだけ密接な連絡をとつて、保安廳とともにこれを完全に取締るといふ行き方を現在も將來においてもとり、またとつて行こう。こゝういふ考えを持つておるわけでありまして、

○砂間委員 取締船などもふやすのだから取締りの意思はあると申されましても、實際の海面において実行されてないといふところに問題点あるわけでありまして。そういうあれやこれやをいろ／＼考へますと、この法案全体を通じまして、民主化という線が一つも貫かれていない。たとえば浮魚につかましても、その狭い封建的な領海の地域を撤廃するといふことには私もあえて反対しませんが、それが自由漁業になつた場合において、大型の船に圧倒されるということは明らかにことだと思ふ。また定置などの場合につきましても、きのう奥村委員がいろいろ申されましたように、法文の上では優先順位などをきめて、協同組合に優先的にやり、次には生産組合にやるといふことになつておりますけれども、その組合が弱体であつて事実上資金も資材もない。長官は自營の實力のある者に優先順位をやつて行くことになるというふうなきうも答弁されました。そうすれば法文は民主的にやつて行くように装つてはいるけれども、そういう民主主義の仮面に隠れて、一切の權利をみんな零細漁民から剝奪し

くするような行き方でしない限り、この漁場の調整というのを、民主的に運営するという目的は達せられないというふうに考えるわけであり、この点につきまして、調整委員会の構成について、この法文の中ではただ漁民の一般的な選挙ということになつておりますが、もう少しつづ込んで、今言つたような規定を加える意思はないかどうか。さらに知事の三名の任命であります。これも全部選挙とすることに改めて、この調整委員会を決定機関としてはつきり権限を持たせる。そういうことについてどういふ点をお尋ねいたします。

○久米説明員 たいま調整委員会の構成につきましてお尋ねがあつたわけであり。すなわち階層別の代表という形をとらなければ、勤労漁民の意思が反映しないではないかというお話であつたと思つてあります。これはたび／＼御説明いたしたように、委員会の性格上、これをもし階層別といふにいたしました場合でも、いずれにしても何らかの利益代表機関という形になるだらうと思つてあります。つまり雇われてる者の階層から出た者は、雇われた者の利益を代表するといふ形になつて、ある議題について投票できめて行くという形になると思つてあります。その場合に漁業の実際の問題を考へてみますと、漁場の構成その他から考へまして、地域的な問題、ある町とある村の関係というふうなもの、それから定置とつりというふうな業種の関係、それから今お話のありました雇主と労働者というふうな問題も出て来るわけでございます。いず

れにいたしましたも、そういう場合、この三つの問題が出て来ると思つてあります。それをいかに比例代表いたしましたといつたにしても、その委員が何らかうしろに選挙母体を持つておりました、その利益を代表して発言しなければならぬということになります。その漁業の一つの事件につきまして公平な判断をすればこうだといふ場合でも、かりに甲村を代表しておる場合には、かえつて全体として見ればそれが正しいと思つても、甲村を代表して部落代表という形で出ておられれば、一應反対と言わざるを得ないだらう。また業種代表という形で出ておられれば、いかにつりの業者の意見が正しいと思つても、定置の関係の方は一應反対せざるを得ないであらう。この形になるだらうと思つてあります。したが、それがしかも三つの要素、地域と業種と階層といふことで委員が出ておるといふことになりまして、投票した結果は非常に妙な形になるだらうと思つてあります。これはいづれにしても、利益代表といふ形で、選挙母体の利益を直接代表して投票しなければならぬといふことになつて、それでもつて決をとるといふ形では、とうてい漁業の問題は解決しないといふ考え方をとりましたので、あくまで利益代表といふかつかうをとらずに、直接選挙に訴へまして、漁民としての公平な判断をするといふことを主として、委員会の構成をつたといふわけであり。従つてその場合、現段階におきましては決定機関といふところに持つて行くのは、行政官廳としては非常に無責任ではないだらうかといふこと、これを法形式上は諮問機関とした

しまして、その意見を聞いて最後の決定は知事が責任をもつてするといふ形にしたわけでございます。この関係で形式的に申しますと、決定機関でないといふことが、従来の諮問機関といふものの扱い上、非常に非民主的なといふお考えをお持ちになるかと考へるのであります。実際問題としては、むしろそういうふうな構成を持つていふ委員会に、いきなり決定機関といふふうにして行くことは、その結果が直接漁民の生活に響く問題であります。これはむしろ行政官廳としては非常に無責任な形になるだらう、こう考へるのであります。それでそこを二重の形にいたしました。委員会としてはそういうふうな利益代表的なかつこうではなくて、公平な全体の常識を代表して、ある問題についての意見を出す。その意見を十分お聞きした上で、知事が行政的な責任をもつて決定するといふ形にしたわけであり。○砂間委員 説明だけ聞いておると、まことに役人が考へるやうな、非常に抽象的な公平とかいふことを言つておりますが、そんなものは現実にはあつてないです。知事が決定すれば一番公平に行くと言つたと、その知事がやはり現実にはどの階層かの利益を代表して出てるのですから、調整委員会の構成にしまして、業種代表といふことでは、あぐりの業者はあぐりの利益ばかり主張する、定置の業者は定置の利益ばかり主張して、なか／＼折合いがつかない、あるいは地域の代表といふ点に重きを置けば、やはり従来の部落対立といふ点が出て来てうま／＼行かないかもしれぬ。しかし階層別の選挙といふものにすればそれらの

矛盾はすべて解決されると思ふ。實際に漁業に従事して、魚をとつて来るのは漁業労働者や漁民なんです。これらは人たちの発言権を強くすることなくして、漁業の民主化も漁業生産力の発展といふことも考へられない。知事が最後の決定権を持つておるから公平に行くだらうとか、地域別や業種別もいけなく、それと同じように階層別もいけなくといふ考へ方はおかしい。観念的な抽象的な考へ方である。現実の場合には、やはり今のやうな行き方で行けば、漁民の漠然たる代表といふことになれば、その地方の有力なる業者が出て来ることはつきりわかつておる。そういうことになれば、これが實際の非常な権限を持つておるのですから、自分たちの都合のよいように運営して行くことはきまつておる。零細漁民はいつまで経つても浮ばれないで、いくら法文の上で定置の優先順位をきめて行つたと、因縁をくつつければ有力個人にみんな渡して行くにきまつておる。それを守るためには、もうしてほんとうに漁民の民主化を達成し、あわせて漁業の生産力を伸ばして行くといふ観点からすれば、どうしても階層別に出して行つて、現実にも魚をとつて来る人たちの発言権を強くすることなしにはできない。そういう点につきまして、もう一ぺんあらためて御意見をお聞きしたい。

○飯山説明員 大分意見の相違が出て来たように私は感ずるのであります。が、現在の水産廳といたしましては、原案をもつて最も民主的である。こう考へるものとこの案を提出いたしておりますので、これ以上は御意見とて伺つておきたいと思ひます。

○田口委員 今回の改正法案で、私が考へて最も重要な点は二つあるように考へるのでございます。その一つは、昨日から質疑あるいは論議がありました漁業権の所屬の問題であります。御承知の通り、日本の漁村は大部分漁業権といふことを中心として、あらゆる施設が成つております。これは自営しておる者、自営していない者両方を通じて、いろ／＼な形におきまして、漁業権によつていろ／＼な流通事業ができ、あるいはその漁村の文化施設あるいは道路、あるいはその他のいろ／＼な施設といふものが、間接あるいは直接に漁業権によつてできておる。こういう点から申しまして、この漁業権をなるべく漁業協同組合に與える、こういうお考えであられると思ふのであります。その結果は、昨日からいろ／＼論議がありましたように、どうも漁業協同組合と漁業権が離れてしまふといふやうな結果になるように考へるのであります。これは團體加入の自由の原則、あるいは組合長の任期あるいは現在の金庫、こういう方面から申しまして、あるいは事業が非常に敏速果敢を要する点から考へても、ほんとうに安心をして漁業協同組合に自営をさせる漁場は、全國で非常に少いのであります。その点から申しまして、私はこの漁業権を中心として漁業協同組合の発達を期するといふふうには政府で考へておられることが、おそらく結果としては反対になる、こういう点から考へまして、漁業協同組合と漁業権の問題、これが將來どうなるかといふことにつきまして、政府と議員と言ひますか、あるいは國民と言ひますか、これが氣持が違つて

おる。この点は昨日いろ／＼の方面から論議をされまして、これ以上は意見の相違で、結局あとに残る問題はその筋との関係、あるいは國民の希望あるいは政府の考え、この三つをいかに折衷するかという問題だけが残つておるようでございますが、この問題につきましては私これ以上は申さないのであります。

第二の重要な問題は、この免許料と許可料の問題であります。漁民の大部分はまだ免許料あるいは許可料がいかなるものかという点についてはほとんど存じておりません。おそらく大部分の者は免許料なるがゆえに、あるいは許可料なるがゆえに、その免許の際あるいは許可の際一回だけ納付すればよろしいのだというふうに考えておる者が大部分でございます。毎年納めるのだというところを知った漁業者は全部——これはひとり指定遠洋漁業者ばかりでなしに、定置関係その他沿岸漁業者も愕然としておるような状態でございます。この点から申しまして、日本の水産業を一大阻害するものはこの免許料あるいは許可料にある、こういうふうなところをございまして、この漁業法が民主化をねらい、生産の増進をねらうという点から考えまして、この問題は、この法案中で最も重要な一つの眼点と考へるべきであります。私はこの免許料あるいは許可料につきまして、たとえば内水面漁業につきまして、増殖のために必要となるものの経費、これは当然つこうであると考えます。それから漁業権の補償、この問題につきまして、これは全部御破算にしてそうして新たにやる、この問題は別にいたしまして、この方面に使用

される最小限度の金はやむを得ないと考へるのでございますが、そのほかの各種委員会の経費その他の行政費をこの免許料及び許可料からお出しになる、このことについて大きな疑問を持つておるものであります。漁業者の意見といたしましては、先ほど申しました最小限度の経費以内にひとつ何と申していただきたい、こういうことを申し上げておきます。またわれ／＼が知り得た範囲内におきまして、農地改革においてはいろいろ／＼委員会の経費その他の行政費というものをすべて國費でまかなつておる。こういう点から申しまして、漁業関係においてもこの二つの経費だけは業者がまかなうのでなしに、農地改革と同じようにどうしても國費でまかななければならぬ、こう私は考へるのでございまして、もし水産関係で特殊の事情があつて、農地ではそうであるけれども、水産の場合においては業者が負担すべきものである、こういうような理由がありますれば、その理由について承りたいのであります。

○久宗説明員 ただいま免許料と許可料の問題につきまして、特にその内部で行政費負担という問題が、何か水産について特殊な理由があるというお尋ねであります。免許料と許可料の関係につきまして、またこれと補償との関連につきましては、たび／＼御説明したわけでございますが、その際にも若干申し上げたのでございまして、この行政費負担の問題についてはいろいろ／＼経緯があつたのであります。当時御承知の通り、農地改革で非常に膨大な経費がいつたということから、遅れて出

ましては、財政関係の方からこれについて非常に関心を持つておつたわけでありまして、行政費負担の問題につきまして議論になりました点は、われ／＼といたしまして、これは農地改革と同じようなものであるし、当然國の費用としてまかなつてもらわなければならぬと主張したのであります。農地改革の場合には、二年間に農地の買上げ買渡をしてそれで一旦終るといふことでありまして、それとは違ふのではないかと、つまり漁業調整委員会というものをかりに考えました場合、それは二年間のやり方が違ふけれども、その間の問題は農地と同じである、しかしそれによつて終るのではなくて、あと続いてずっと漁業の調整をやつて行くんだ、これは個々の人間がやれない問題をやつて行くことであつて、その結果の受益者とは漁民ではないか、それでこれを漁民が全然負わないということはない、こういうことが議論の中心であつたわけでありまして、それに対しては、私たちがとしては、それは一部受益が相当明確であるといふことも考へられないことではない、しかし金額を負うことではないといふことでずいぶん争つたのであります。結局その際には、農地委員会の方は二年間たてば終るのだという前提で話しておつたのであります。しかしその後になりました、農地委員会の方はまた性格がかわつて参りまして、最近われ／＼の聞いておるところでは、これが土地の改良とかこちらの調整に類するような仕事として続いておるわけでありまして、これは依然として國費によつてまかなわれておりますので、その間の財政関係者の方の説明その他と

も大分食い違ひができておるのであります。それで実際の負担から申しますと、行政費が補償の上に加わりましてこれがかつて参りました場合に、補償金の方はいつたとして、行政費の面を考へますと、これはたとへば許可料を拂いました場合に、当然経費としてこれが差引かれるわけでありまして、いわゆる所得税のほかにこういうようなものがさらに追加されるといふことは理論上はないのであります。つまり所得の計算におきましては、この免許料を拂いました場合、これが経費として差引かれるので、その残りに対して他の所得税の税率がかつて来るというところで、所得税の徴收方法が法律に書きまされた通りに行われました場合には二重にはならない。それで國の方から申しますと、それが所得税として一般に入つて来て、それを使うといふことではなしに、免許料という形で、その中にわくができるわけでありまして、これが二つにわかれて、水産内部では直接沿岸関係のものに行くのと、その使途がきまらないで、何らか水産行政に金が要る場合に、それをものと引き出して来る、こういう二つの関係が出て来ると思ふのであります。これが、これにはつまり二つ前提がありまして、今のよう徴收方法が経費をはつきり落して、それに対して公正にかつて来るというのが前提なものと、もう一つは実際の負担関係が、率において現状とあまりかわらないといふようなことであつても、將來漁業経営が非常に不安定になりました場合に、これが重い負担になるということ——つまり資材、資金その他の関係から行つて、漁業経営が非常に詰まつた場合

の問題が出て来るわけでありまして、いづれにいたしまして、この行政費負担につきましては、そういうような経緯が入つて、こでこでいろいろな形に固まつておるのであります。他に例もございませぬし、これを漁民が負わなければならないといふことについては、確かに矛盾があるかと思ふのであります。

○田口委員 ただいまの御答弁によりまして、農地改革の場合の事務と今回の事務費に關しましては、大体農地改革は二年で終る、これは継続的である、こういうことで漁民の負担になつたように承知するのでございまして、今日農地委員会というものも、いろいろな耕地の分合だとか、あるいは土地改良だとか、いろいろ／＼別の仕事が始めることによつて常置機関の性質になつた。その常置機関になつた農地委員会関係の経費が、この事務費を負担していない、こういう点から考へまして、この水産の場合におきまして、少くとも各種委員会費及びその他の法律及び漁業法施行法の施行に伴う費用は当然出すべきものでない。こういうふうにも考へるのでございまして、さらにこの補償費の問題でございまして、この補償費をできるだけ最小限度にとめていただきたい、こういうことをぜひお願いしたいのでございまして。それには昨日から川村委員も御議論なさいましたように、いろいろ／＼な意味において休業をしておる、こういう漁業権が非常に多いのであります。またこういう漁業権については、法律によつて取消すことを得たという言葉を使つておりますけれども、とにかく漁業者が負担に苦しんでおるこの際に、何

かこの取消すことを得という宝刀を利
用されて、できるだけ補償をする漁業
権の数を少なくしてもらいたい。それか
らさらに負担を少なくする方法といたし
まして、昨日から、委員で何でもかん
でも根本的にたたきこわして、そうし
て組立てなければできないのじやない
か。何か善良なる経営者というものは
そのまま継続されるだろう。この二つ
の意味を考えて見ますと、善良なる経
営者が継続をするその漁業権について
も補償する必要があるような気もいた
しますし、こういうものについて少
し、ごくふうを願つて、休業している
漁業権あるいは継続すべき漁業権、こ
ういうようなものから考えまして、補
償金額全体も、あるいは相当減額にな
るのではないかと、こういうことを考え
ますから、この補償金額を減額するこ
ういことと、事務費を漁民に負わせな
い、この問題につきましては相当理由
もありませんし、またやり方もあるこ
とと考えるのであります。こういう点か
ら申しまして、何とかこの点について
特にごくふうを願ひまして、漁民の負
担を軽減させるようなお氣持はありま
せんか、その点をお伺いしたいと思
うのであります。

議事委員会の御意見をよく伺つた上で、
一律ではなしに、相当具体的、詳細な
ものにいたしまして、この計算をする
必要があるだろうと考えるわけであ
ります。

また補償全体の額の問題といたしま
しては、これは現在の漁業権の所有関
係から見ますと、専用漁業権はもちろ
んこれはほとんど大部分が漁業会であ
りまして、その他の漁業権を合せまし
ても、相当大きな部分が漁業会の所有
になつてゐるわけでありまして、これ
は一應漁民の団体ということであら
れますので、その権利を漁場の調整上
一旦消滅させるということになるわけ
でありまして、またそうしなければ、次
の段階に移れないということにこの案
では考えておられますので、その際補償
ということを考えてたわけでありま
す。ただその補償の内容を通じまして
一つの制約があるわけでありまして、従
前財産税というものを徴収してござい
ますので、それとのバランスは当然考
えなければならぬということが一つ、も
う一つは、これは大事なことでござい
ますのであります、専用漁業権というも
のの内容が、あつたままにしておつたの
ではいけないことは、別の機会に申し
上げたわけでありまして、それを一旦
打切るといふ場合に、これはまさに零
細漁民の権利なのであります。そして
この権利の内容は他の漁業権とは違ひ
まして、一定の水面を専用してやると
いうことが権利の主体であります。し
かもそれは慣行その他によつて、非常
に長い基礎を持つたものでもあり、こ
れを打切らない限り新しい漁場の調整
はできないということから、本来入会
権とも申します基本的な権利でありま

すので、これの補償については、相当
厚く補償する必要があるだろうという
ことを考えたわけでありまして、その結
果補償の内容をあらうになつていた
だきますと、専用漁業権の補償の額が
非常に大きくなつてゐるわけでありま
して、そのほかには定置その他の補償を
考えますと、結局漁業会を通じまし
て、零細漁民に渡ります補償の金とい
うものは、全体のバランスの中で非常
に大きな割合になるわけでありまして、
それと免許料との関係であります、
免許料の方の徴収におきましては、こ
れは新しい漁業の負担度合ということ
から考えられて割りつけられて行くわ
けでありますので、結果におきまして
は、零細漁民のところには補償関係で
相当大きな金が行つて、そして免許料
の関係では、負担度合の関係から非常
に低い負担で済むということにならう
と思ふのであります。ただこれをあ
いまいにいたしますのは、行政費負担と
いうものが入つて参りました場合に、
これは物價に應じてかわつてまいりま
すので、補償だけの関係で申します
と、免許料の額が固定してそれが明確
に言えるわけでありまして、行政費の
部分が入つて参りますと、経済状態の
変化に應じて、それが非常に不確
定な要素が入つて来るということが、
一つ不安の問題として考えられると思
ふのであります。なおその場合に、同
じくの中で片方に非常に厚く行つ
て、次の免許料の関係では低く行つ
ていくことになる、どこかが非常に大
きく負担することになるのではないか
という御質問が出るのであります
が、これにつきましては、漁業権漁
業であります、たとえば定置という

ようなものと考えました場合、一定の
自然を独占いたします関係で、普通の
同じ経費を投じましても、ある漁場
は非常に利益が大きく出るという形に
なるわけでありまして、これが農業関係
では地代という形、その土地所
有者に与えられるということになるわけ
であります、漁業権の場合には、免
許の際に何らそういう特権料のな
ものが従来とられていなかったわけであ
ります。これにかつて結局漁業権所有
者が漁場の優劣によつて漁場代金とい
うものをとる形になつたのであります
が、こういうものが今度の形で経営者
にそつくり行つてしまふということに
なれば、当然これは特権料としてと
べきでないかという議論が出て来るわ
けであります。そこでこの免許料負担
の場合におきまして、総額を割り振
ります場合に、そういう漁場ごとの優劣
というものの、ちやうど補償の場合に
点数制をとりました場合と同様に、そ
の漁場ごとに、たとえば定置漁業の
負担度合について、漁場の優劣に従つ
てその免許料も違つて来るというの
が当然であらうと思ふのであります。た
だその割り振りました結果がどうなる
かと申しますと、従前は大体漁獲高の
六〇程度というものが全国平均でし
たが、そのような負担に對しまして、今
度は補償の額が一定しております関係
で、現在の價格水準を一應固定したも
のとして考えますと、免許料全体とし
ては平均三・七〇程度ということをお
話いたしました、定置漁業のようにな
る場合には五〇ちよつとということにな
ると思ふのであります。これは現在の
價格をそのまま考えまして、而もか
たく計算した場合でありまして、實際

問題から参りますと、この負担度合
は、従前実質的に負担しておつたもの
よりも軽減して済むということが言える
と思ふのであります。つまり補償の額
が基準年度の賃貸料を基礎として計算
され、しかも一定しておりますため
に、従前の定置漁業が負つておまし
た賃貸料の実質的な負担度と、新しく
割つけられた免許料の実質的な負担度
を比較してみますと、その間魚價の値
上りがありますので、共同負担分が追加
されるので絶対額はあがりましたが、
実質的な負担度はむしろ軽減されると
考えられるのであります。而もこのよ
うな措置によつて零細漁業に対する負
担を軽減し得ることになるわけであ
ります。それで一人の定置経営者にか
りには権利がそのまま行つた場合には、補
償金の方より免許料の方が絶対額は高
いが、実質的な負担は従前賃貸料とし
て負つておつたものよりも低く済む
であらうと考へておるわけでありま
す。

○田口委員 この免許料及び許可料の
軽減の問題につきまして、なぜ私がそ
ういふことを強くお願いするかと
申しますと、昨今漁業は、沖合漁業も、沿
岸漁業も非常に経営難に陥つておるの
であります。その原因は漁況が非常に
不況であるということもありますが、
資材だとか、漁船の修理などに要する
價格が、魚價とアンバランスになつて
いること、また金融面から申しまし
ても、非常にむずかしい状態になつて
おる、一面税金の攻勢がある。こうい
うようなことで、各種の漁業がともに
経営が非常にむずかしくなつておるの
であります。この状態から申しまし
て、もしこの免許料及び許可料がさら

おります。言いかえますと、もしこれを税金としますと最も悪税でございます。純所得についてかける、こういうことであらばまじいのであります。けれども、赤字の場合、業者が損をした場合、それでもなお出さなければならぬ。もし納め切れないというふうなことになるますと、この第七十六條によつていろいろな手続をしなければならぬのでございますけれども、今の税金の末梢的な点から考えまして、こういう手続をやりますと、なか／＼それが徹底するといふことはむずかしいと考えるのでございます。こういう点から考えまして、赤字であつても出す、この原則を何とか修正する方法はありませうか。あるいは別に徴収技術として、そういうことをお考えになつていないのじやないか、こういうことも考えますが、その点について明快なる御答弁をお願いしたいと思つてございませう。

○久宗説明員 たいま免許料の負担が三・七％であるといふことが、以西底びきの具体的な例から見ても非常に問題である。また一般的にこれを引下げるべきだ、こういうお話でございます。三・七％といふものがいろいろ説明の關係で非常に誤解されておるのではないかと思つてありますが、これは毎年々々の漁獲高に對していきなり三・七％をとるといふのではないのであります。これは補償の額がきまつて参りますと、それを割振るわけでございますが、補償の額の方は大体すでに推定がついておるわけでありまして、これを割振つた場合行政費も今年の予算の單價でもつて考えまして、それを現在今年の魚價について割振つて

見ると、このくらいになる。つまり割振られる免許料といふものは何円といふ絶対額で行くわけでありませう。その結果が、今年のそういうような條件で考えて見ると、三・七％程度である、こういうのであります。毎年三・七％をとるといふのではないのであります。従つて見通しといひましては、現在すぐにかかるのではなくて、二年後に漁業制度の切かえが行われた場合、その後にかかるわけでありまして、その一應の見通しといひましては、また長期の見通しといひましては、現在の特殊なデイスインフレの傾向といふものがございませうけれども、これが日本の経済を長期に觀察いたしました場合、魚價の絶対額は漸騰して行くであろうといふふうに考えているわけでありませう。それに対して補償の額は固定してあるといふことから、この實際上の負担能力、負担割合はむしろ減る、三・七％といふことではなしに、實際負担して見るともつと減るといふことが考えられるであらう。それから現在これが魚價の三・七％になるだらうといふふうに考えております全体の漁獲高といふものは、非常に内輪に、つまり固く見積つておるわけでありまして、實際の漁獲はこれは統計上の数にいろいろな誤謬があるわけでございますが、われ／＼の實際に常識的に考えて見まする額よりは、よほど固い数字でございまして、決してこれがいよ／＼二年後実施します場合に、實質上これくらいになるとは實際問題として考へていない。むしろもつと減るであらう、こういうふうに考えているわけでございます。それから赤字の際の問題であります、これにつきま

しては、減免のところに規定がございませうが、結局これは減免の規定を入れた際に、非常に問題になつたわけでありませう。この内容をもつとこまかく規定しろといふ問題があつたのであります。現在の漁業経営の内容といふものが從來までの關係で申しますと、統制とや税金といふ問題から考へまして、明確になか／＼把握し得ない。いろいろすてに出た数字はございませうが、それによつてこれを事実として考へました場合には、非常に實際とは違ふのではないかと、これが考えられます。そこで實際これをいたしますまでの間に、まだ時間的の余裕があるわけでございますから、その間に漁業経営の内容といふものをほんとうに具体的に把握いたしましたして、今の負担割合といふことを明確にして規定し得れば規定して行きたい。その場合にすではつきり根拠規定を置いておかないと、そのときになつてまた減免といふことでもいかぬと思ひまして、ここに減免の規定を置いておるわけでありませうが、その内容はどういふ場合にどこまでといふところまでは書いてないわけでありませう。しかしながら赤字になつても免許料を出さなければならなくなるというやうな形になるのではなからうかと思ひまして、そういうふうにしてはいけなないのでありますが、また一方それは補償の方にまわさなければならぬといふことになりませうと、結局この漁業経営の安定といふことに対して、当局といたしましては、從來のようには行かない。漁業経営の内容といふものにつましては、赤字にならないでこれが拂える程度の漁業経営を維持

し得るような施策といふものが、當然これによつて伴わなければならぬのであります。これは免許料をとるといふのだから必然的に起ることでありまして、そういうやうな漁業経営の内容の安定をはかることがむしろ今後の水産行政の最も大事な点になりませう。これに二年間の準備におきまして、それまでの間まだ實質的な經濟關係を生じないわけでありませうから、その間に漁業経営を脅かす一切の問題について、できるだけ排除する方向にこの法案自体によつて押し進まざるを得ない。こういうふうになつておるわけでありませう。

○石原委員長 お諮りします。内水面の問題につきまして、お手元へ配りました陳情に参りました方々は、神奈川縣、栃木縣、埼玉縣、群馬縣、長野縣、山梨縣、東京都であります。埼玉縣は山口好一先生の御出身であります。また群馬縣、長谷川四郎君はわが常任委員の御出身であります。なお遠方からお見えになつておる多数の方々はことに消費地の御關係が非常に多いのであります。一應この場合休憩してこの陳情を聞きたいと思ひます。御異議ありませんか。

○石原委員長 御異議がなければ暫時休憩いたします。

午前十一時五十三分休憩

午後零時八分開議

○石原委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

関連でありますから、奥村君に一回だけお許しいたします。

○奥村委員 先ほど田口委員の御質問

に對する久宗説明員の御答弁はまことに不満足であります。久宗説明員は非常に御熱心に、また御丁寧に御説明になつておりますが、御質問の要点にはお答えになつておりません。これはおそらく田口委員も不満足であらうと思ひます。私も今まで各種法案の審議に携わつて來ましたが、こんな御答弁では法案の審議は進められませう。すなわち一つは免許料、許可料において行政費及び漁業調整委員會の經費を、特にこの水産において負担するといふ理由、これは久宗説明員においてもその理由が明らかになつておらぬ。説明員の御言葉によつても、これを免許料、許可料に含ませることは不当であるかのごとき口吻である。それならばそれをすなおに認めて改められるかどうか。この点がはつきりしておりませう。

いま一つ、免許料、許可料と税金との關係において、これまで御當局の答弁でははなはだ不満足である。すなわち御當局の答弁は、はなはだ自信のない答弁であります。大藏省その他においてまだ十分な折衝はできておらぬ。こういうやうな答弁で、これでは審議が進められぬ。大体こういう政治的な大きな問題を課長級の方々に任せになつて、長官あるいは農林大臣が責任をとるべきことを、そういう方々が御答弁になつておらぬ。ここに問題があると思つております。

もう一つ申し上げますれば、免許料、許可料と、各府縣における漁業權稅の關係であります。各府縣の漁業權稅なるものは、免許料、許可料において含まれるであらうところの漁業權稅の經費、これらの經費を見ての漁業權稅

であろうと思つてあります。つまりそういう漁業行政費を負担する意味においての漁業権税であろうと思つてあります。従つて今回免許料、許可料をこの法案によつて認めるとすれば、少くとも府縣の漁業権税は、これは廃止すべきであります。ところがこの点において廃止するとするか、しないとするか、何らまだお話を相なつておらぬ。従つて御答弁がはつきりしておらぬ。はつきりしておらぬといふことは、このままで行くなればおそれなく漁業権税はかかるものとみななければならぬ。ところが免許料、許可料なるものは、水揚高を水産関係の係官においてお調べになつて課税される。今までの税務当局のかけられるのは、かけるやり方が違ふはである。それが重複してかかつて来るといふことになれば、これは漁業者としてたいへんな問題である。その問題が明らかになつておらぬ。さうなことでわれ／＼は審議を進めることはできぬ。われ／＼はこの漁業調整の根本問題において、この法案と意見を異にするからして、免許料、許可料、あるいは税の問題においては、いまだ審議する頭には十分なつていない。従つて取上げてはおりませんが、この法案を審議終了して決定するといふことについては、今までのような御答弁ではどうして審議を進められぬ。従つてこの法案の審議終了までには、その点いまだ少く政府御当局で責任ある答弁をもらいたいと思つています。その点の御留意ありやいなやお尋ねいたします。

○飯山説明員 奥村委員の御質問にお答へします。先ほど来田口委員の質問に対して、久宗課長を説明させたとい

うことについて御不満があるようであります。私はできるだけ詳細にその内容を述べたい、こういう考えのもとに、その立案に当りました課長に説明をさせたのであります。責任を回避するといふ考えは毛頭ありません。しかし現在の水産廳の考えをいたしましては、今奥村委員から審議を進めることはできないといふお言葉がありました。これは私の申し上げる範圍ではありません。私もいたしましては、現在それらの関係官廳と交渉を進め、また田口委員の申されるような意味において、関係当局とも折衝いたしております。しかし今日までそれが明確にお答へができないといふ点についてはまことに相済みぬのでありますけれども、それができなければこれを進められないといふことになりまして、私もいたしましては、解決しない点を解決してから案を出し直すといふことはできないのであります。すでに申し上げておるのでありますから、水産廳にいたしましては御誠意のあるところは十分に了承しておりますので、できるだけそつちの方向に努力をするといふこと以外に、現在としては申し上げることはできないのであります。

○砂間委員 この免許料、許可料の費用の使途内容は、行政費と補償の費用であると思つていますが、この行政費を免許料、許可料で負担することが不合理であるといふ点につきましては、これまで他の委員諸君がしばしば言われて来た通りであります。また久宗課長の説明によりますと、これは將來継続的にやつて行く補償の費用であつてその受益者は主として漁民であるといふうなことを申しておりますが、しかし

われ／＼は他方において税金を納めてゐる。税金はそういう方面に使うために納めてゐるのでありますから、その税金をもつてまかなはずして、別に取立てるなんてそんな不合理なことはない。この行政費をまかなうといふ点につきましては全然筋が立たない。

それから第二点といたしましては補償の問題であります。これにつきましても、昨日以来川村委員その他によつていろいろ申されて来た通りであります。先ほど来久宗課長の説明によりますと、零細漁民のふところになくさんころげ込むことになるだろうといふことを申しておりましたが、實際は専用漁業権などを持つてゐる漁業協同組合に大部分行つてそのようにはならないと思つてゐる。北海道なんかで七千も漁業権がある中で四千も休んでゐる。この四千も休んでゐる連中がいろいろな政治的活動をしまして、補償金をよけいふんだくろつたといふようなことを考へておるのであります。そういう連中がいろいろな政治的活動をやつて、そちのちの方に行く可能性の方が多い。むしろわれ／＼としては、漁場は漁民の總有であるといふような点から考へますならば、補償金なんかあまり必要ではない。補償料を全廃いたしましてそれと同時に免許料、許可料を全廃するといふことが合理的だと思つてゐる。この補償料と免許料、許可料の両方とも全廃するといふ点について、当局ではさういふ考へを持つておるかどうかといふ点を簡単に御質問いたします。

○飯山説明員 ただいまの砂間委員の免許料及び許可料を全廃する意思は、遺やいなやといふ御質問に対しては、遺憾ながらさういふ意思はないといふこ

とだけを申し上げます。

○小高委員 本法は過ぐる第五回國會において最大の法案に属する、けだし百四十五條からなる大法案であると同時に、またこれが漁業の憲法であるから、しつかり委員は審議してもらいたいといふような意圖が政府にある以上、私どもはこの百四十五條に対して詳細なる検討を試みつつあるのであります。その間において幾多疑義を生じてゐる。この疑義が解決しない限り、私どもも責任上はなほは困難なことをごさいます。かような感覚からすべてを見ますと、この目的が眞の増産であり、あるいは民主化でありとするならば、ただその言葉にとらわれないいろいろの條項にあらずして、金融の確立とか危険保障とかいふような條項が入らなければならぬはずであります。とる方ばかり考へておつて、板子一枚下地獄といふ、この板子一枚に運命を賭し、身命を賭して闘つておられる漁民に對するところの危険保障といふものが強くこの法案に盛り込まれて、増産と危険保障と、またそれに伴つてその金融の確立、この金筋が入つてこそ初めてりつぱな法案と相なるのではなからうかと私は考へておるのであります。あたかもオーケストラを演奏するがごとく、各樂器一つ／＼をことごとく鳴らして漁業といふものが成り立つてゐるまゝかと思つてゐる。そこに不備がある。狂いのある音程がここに現れておる。狂いのある音程がここに考へておるのであります。時間がございませぬので、詳細は逐條審議の際に、いろいろ一問一答の形でつたんでお尋ねしたいと思つてゐるのであります。これらの金融の確立とか、ある

いは危険保障制度の確立とか、あるいは増産上最も必要となるところの繁殖保護、これらが中央漁業審議會等の字句がございするが、これらの面において審議検討せられるものであるかどうか、またせられないとするならば、他にこれらに對する措置方法をお考へであられるかどうか。この点をお尋ねしたいのであります。

○飯山説明員 小高委員の質問にお答へいたします。

まず全体としての構想において危険に對するところの、實際に働く人々に對して何らの保護の施策もないじやないか、こういう御意見と存じます。漁業法の内容は、御承知の通り漁業権を主体として考へた案でありまして、それらの保險あるいは共済の制度、あるいは資金の對策といふようなものは、これに盛つておらぬのであります。従つて現在の水産廳の考へとして申し上げては、その災害補償制度の實施を兼ねなければならぬといふ考へについてはまづたゞ同感であります。従つて二十五年度の予算におきましても、実は災害補償制度の資料、この制度を實施するために必要な正確なる資料を必要とするのであります。その資料が現在においては遺憾ながらありません。で、さういふ基本的調査をするといふので、この基本調査の經費を計上しているようなわけであります。それから金融に對しましては、從來水産當局としましては、農林とともに水産業に對して何らかの獨立の金融機關を欲しいといふ要望を續けているのであります。が、いろいろな關係から、今日までいまだに實現しておらぬのであります。従つて現在の金融對策とい

しましては、團體關係においては中金の融資による、また企業体に対しますのは、これは日本銀行のあつせんを中心にして市中銀行による。その間に御承知の通り、すでに実施になつております漁業共済基金積立制度、つなぎ融資制度並びに漁業手形制度、この一連の制度によつてまず運轉資金の確保をはかつてゐる。現在におきましては、なお具体的な数字は遺憾ながら十分に申し上げかねるのでありますけれども、ただいままでわかつてゐるところでは、中金が今度の債券発行の増額、資本金の増加というふうなことによりまして、それによつたところの資金を水産部面に向ける。現在までに大体予定されておりますのが約六億ばかりある。しかしもちろんこの程度では、團體關係といへども十分でないであります。これは先般も砂間委員からも御指摘があつたのであります。零細漁民に対する運轉資金というものがあつていないのではないかと、こういうお話がありました。まづたくその通りでありますので、この運轉資金の面につきまして、中金が融資ができるやうにということをお願いしつゝあるのであります。一般企業に対しましては、現在のところ市中銀行に依存する以外に特別な施策は今持つておりません。これはもつぱら日本銀行の政策委員に対して、われ／＼は一般企業に対する金融のいろ／＼要望はいたしてありますが、まだ実現していません。かようなわけでこの漁業法にはこれらの共済あるいは災害補償資金というやうな面をもつておりませんけれども、漁業法の改正とともに、これらの点をさらに拡充して行くという考えを持つておるのであります。二十五年度の予算にも、ただいま申し上げたやうな点については相当の経費の計上をいたしておるやうなわけであります。

○小高委員 ただいま水産廳長官から、かなり熱意のある御答弁がありましたが、他二、三質問いたしたいこともございますが、時間の關係もありますので、時を移して御質問いたすこととしまして質問を打切つておきます。

○石原委員長 この場合川村委員より発言を求められております。

○川村委員 私の発言を求めておられますが、過般すなわち八月の十一日に飯山水産長官は東北方面の機船底ぎき網が北海道沿岸に入会をするということから、北海道の業者と膝を交えて懇談をしたいという趣旨のもとに、札幌で會議を開きました際、その會議の席上で、北海道機船底ぎき特別漁業会本部嘱託松浦榮氏が、われ／＼北海道の水産關係の議員を侮辱した言辭を弄しており、さらにこれを大きく取上げるならば、國會を侮辱しておるということがはつきりしたのであります。そこでこれに對して私は北海道出身の五人の代議士が、かく侮辱されまして黙つて立つておることは絶対にできないという立場に相なつておるのであります。従つてこの場合長官にその当時の状況を承り、さらに私は、かような國會を侮辱するやうな言辭を弄したところの松浦榮氏、しかも松浦氏は御承知の通り前代議士であります。その代議士たる者が、國會の内容等も知つており、また彼も北海道の選出であつた以上は、

北海道の議員すなわちわれ／＼の行動もよく知つておるにもかかわらず、あした言辭を弄して侮辱したということについては、絶対にこの際黙視がでないものでありますから、この場合長官の意思もあるでありますし、また水産常任委員會の意思もあるでありますし、また長官の御答弁がありまして、まづしようが、とにかくわれ／＼といたしましては、この席上に呼んで、あの流布されたところの問題がどこから出たか、もし出た所が明らかでないといふと、松浦氏がつくりごとをしたのだといふことになるのでありますから、このままに放置しておくわけに行きません。何らかの方法をとらなければならぬといふことで発言を求めたのであります。大体その当時の様子だけを御参考にお読みしまして、さらに長官のそれに対処した言辭並びに水産常任委員會としてとられることについて御協議をお願いいたします。

前のことは略します。問、北海道機船底ぎき特別漁業会本部嘱託松浦榮氏の發言。私は本問題の質問に入る前に重大なる問題として次の二点を明確にいたしておきたいから御答弁をお願いいたします。第一は、本道選出の水産常任代議士が入会問題に關して数隻の底ぎき漁業許可を得たとか、あるいは得んとしておるとかとのうわさが流布されておるが、本件につきかかる事実ありしや、また將來かかることあり得るや否や、第二に、われ／＼は本道代議士と東北代議士間に、入会問題にからんで一人五十万円当の贈收賄があるとのうわさがあるがいかん。ここに集まれる多数の業者は皆疑惑を持つて見ているがゆゑに、ことさらに入会問題は複雑化しているゆゑ、本件はきわめて重大であつて明瞭にするためには審査委員會または檢察廳の活動に待たねばならぬほどの問題であると考え、長官の考えはどうであるか。

次に無許可船に對する許可方針。これが關係の事項であります。それに対して長官の御答弁は、實際は答弁の限りでないと思ふ。なぜならば、貴下の常識を疑ふ。またかかる單なるうわさをもつて疑惑のゆゑをもつて公開の席上で質問されたことに對しては答弁の必要はない。はなはだ遺憾千万である。ただ参考までに申し上げるが、そのうわさはだれが言つたのか、貴下に出所を突込んで聞いた場合何と答弁されるか。私としてははなはだ心外のものであり、取消してもらいたい。それに対して反駁の問があります。これは松浦氏であります。私はかかる問題は絶対にないから取消さない。長官から絶対にないと言答されればそれでよい。それに対して長官の答は答弁の限りでない。こうなつております。そこで第一の問題といたしましては、たとい水産常任委員の代議士であつても、機船底ぎき網の許可を得るにつきましては、適格性であるならば私は何ら支障のあるべきものでない、こゝろ考へるのでありますから第一は問題になりません。

第二の問題については、北海道の出身の代議士と東北の代議士間において、入会問題にからんで一人五十万円の贈收賄があるとのうわさである。これが問題であります。これは單なる北海道の出身のわれ／＼だけでなく、東北代議士と言へば廣範圍になるのであります。しかもやや半数を占めております。こうしたやうな、いわゆる水産常任委員會の委員の代議士諸君が、かく侮辱されたといふことは、とりもなおさず水産常任委員會が侮辱された、大きく言うならば國會が侮辱された、かやうになりますので、この場合長官の御意思も伺つて、さらにわれ／＼はこれに對して何らかの方法を講ずる必要があると思ひましたので、発言を求めたやうな次第であります。委員長におかれまして、これに對する善処方をお願いいたします。

○石原委員長 この問題は非常に重大でありますから、一應この程度にとどめて懇談の上、さらにこの本會議の問題にいたしたいと思ひます。

○飯山説明員 ただいま川村委員から北海道の底ぎき入会に關する懇談會の際における言論が取上げられたのであります。その記録だけでは水産長官がいろいろ申し上げることはどうかとも思われますけれども、私のその際に耳にしましたことは、水産廳の數人がそれとぐるになつて、そういうことをやつておる、こういう言葉が入つておつたのであります。それで私にいたしましては、私に關する限りにおいては絶対にそういうことはしない、それで水産廳としましては非常に重大なことであり、影響するところが大きいから、それはひとつ取消された方がよろう。それからもう一つ、國會議員は日本最高の機關の方々であるからかやうな席でそういうことを言われることはあまり適當でない、御参考までにお取消しになつた方がよいではないかと、こういうことを私は申し上げたのであります。そのほかは別に附言することはありません。

○石原委員長 お諮りいたします。本

年は漁村の災害がまことに多数でありまして、六月にデラ台風、フェイ台風、七月にヘスター台風、八月にジュデイス台風、九月にキティ台風がありまして、これらの台風はいずれも漁村の船だまり、定置漁業の設備の流失、その他多数の損害をこうむりましたので、普通的手段ではとうてい復活ができませんと思うのであります。これをこのままに捨て置いたならば、一時わが國の沿岸漁業は休止同様の結果を見ると思うのであつて、まことにゆゆしいことであると思つてあります。ゆえにこの際水産常任委員会におきましては、災害に対する小委員会を設けてこれが対策を講じたいと考えましたので、それに対する法的關係を調査いたしましたところ、水産委員会としては小委員会をつくることに疑義があるものでありまして、今ただちに小委員会をつくることにいかなないのであります。そこで考えますに全体の災害地対策委員というものができております。これは四十五名の委員より構成されております。委員長は大内一郎君であります。そしてその委員のうちには水産常任委員の方が五名参加しておられるのであります。それは川端佳夫君、砂間一良君、奥村又十郎君、長谷川四郎君、鈴木善幸君、以上五名の方であると思つてあります。この五名の方に全力を注いでいただいて、災害地対策委員会の方に織り込んで活動してもらいたいと思つてあります。なおこれには北海道、九州等最近の大きな災害地の水産常任委員は加わつておらないのであつて、これらの方面からも追加を求め、かつまたこの常任委員の方よりは理事の方が出てないのであります。

すが、最近奥村君が久野忠治君と交代されました。久野君は前の理事でありますから、ぜひ奥村君を理事に充当するようにしてもらいたい。なおその他の諸君のうちからも理事を選んでもらつて、まず國会開会まではこの方々が小委員会のつもりになつて、そうして他のわれ／＼委員も参加して最善の方法を講ずるようをお願いしたい。と考えるのであります。いが、でございます。

相談をするような方法をとつてもらいたい、私はかように思つてあります。ことに必要なのは、最近の台風等においては実情を知る私としては、緊急に何とか救済策をしなければならぬということが差迫つた問題だと思つて、こつこつと点をまず第一に取上げていたきたいということを願ひいたします。

れまでいろ／＼役所のかげひきがあらつたり、またメーカー等のごまかしに乗ぜられたりして、当業者が非常に迷惑をしたことが多々あることは御承知の通りであります。漁業は非常なる窮状に今日では陥つておりました、その上たゞ／＼風水害、災害がありまして、まづたゞこの綿糸その他の資材に窮しておりましたから、この際一歩進んで、どうしたらこの危機を切り抜けることができるかという点までも協力的な御意見御説明を承りたいのであります。まず生産部長より御説明願ひます。

きゆうくつではございません。それから最近に起りました問題は、第三・四半期から今までの見込み生産をやめまして受注生産に切りかえたわけでありまして、この受注生産にいたしました關係からと、もう一つの原因は、世上うわさされております補給金の問題で、下半期から綿糸の値段が上がるのではなからうかというふうな危惧から、業者が製造業者が注文を出した場合には、製造業者が注文を受けつけないという事実がございます。それで現在さしずめの問題といたしましては、全体の数量の問題、根本的な問題ではありませんが、困つておりますのは、漁業者から製造業者に注文を出した時分にこれを引受けないという問題でございます。それでこの問題はかねて予期しておりましたために、――これをもう少し詳しく申し上げますと、従来は見込み生産でありましたために、水産廳から漁業者に切符を切りますし、それから商工省は実績等に應じまして、現物をメーカーにやつておりましたために、その間の全体の總量は一致するわけでありまして、メーカーにはストックのできないところとあるわけでありまして、それでそのストックを持つておりますところは、今年下半期以後は、受注生産になるとこれは漁業者が切符を持つて來ました数量に應じまして、商工省から原料をもらえますからこれは問題はないのでありますけれども、第二・四半期以前、大部分は第二・四半期でありまして、メーカーは自分の從來持つておりましたストックが減ること、そのものの値段が上がる

が、最近奥村君が久野忠治君と交代されました。久野君は前の理事でありますから、ぜひ奥村君を理事に充当するようにしてもらいたい。なおその他の諸君のうちからも理事を選んでもらつて、まず國会開会まではこの方々が小委員会のつもりになつて、そうして他のわれ／＼委員も参加して最善の方法を講ずるようをお願いしたい。と考えるのであります。いが、でございます。

相談をするような方法をとつてもらいたい、私はかように思つてあります。ことに必要なのは、最近の台風等においては実情を知る私としては、緊急に何とか救済策をしなければならぬということが差迫つた問題だと思つて、こつこつと点をまず第一に取上げていたきたいということを願ひいたします。

れまでいろ／＼役所のかげひきがあらつたり、またメーカー等のごまかしに乗ぜられたりして、当業者が非常に迷惑をしたことが多々あることは御承知の通りであります。漁業は非常なる窮状に今日では陥つておりました、その上たゞ／＼風水害、災害がありまして、まづたゞこの綿糸その他の資材に窮しておりましたから、この際一歩進んで、どうしたらこの危機を切り抜けることができるかという点までも協力的な御意見御説明を承りたいのであります。まず生産部長より御説明願ひます。

きゆうくつではございません。それから最近に起りました問題は、第三・四半期から今までの見込み生産をやめまして受注生産に切りかえたわけでありまして、この受注生産にいたしました關係からと、もう一つの原因は、世上うわさされております補給金の問題で、下半期から綿糸の値段が上がるのではなからうかというふうな危惧から、業者が製造業者が注文を出した場合には、製造業者が注文を受けつけないという事実がございます。それで現在さしずめの問題といたしましては、全体の数量の問題、根本的な問題ではありませんが、困つておりますのは、漁業者から製造業者に注文を出した時分にこれを引受けないという問題でございます。それでこの問題はかねて予期しておりましたために、――これをもう少し詳しく申し上げますと、従来は見込み生産でありましたために、水産廳から漁業者に切符を切りますし、それから商工省は実績等に應じまして、現物をメーカーにやつておりましたために、その間の全体の總量は一致するわけでありまして、メーカーにはストックのできないところとあるわけでありまして、それでそのストックを持つておりますところは、今年下半期以後は、受注生産になるとこれは漁業者が切符を持つて來ました数量に應じまして、商工省から原料をもらえますからこれは問題はないのでありますけれども、第二・四半期以前、大部分は第二・四半期でありまして、メーカーは自分の從來持つておりましたストックが減ること、そのものの値段が上がる

きゆうくつではございません。それから最近に起りました問題は、第三・四半期から今までの見込み生産をやめまして受注生産に切りかえたわけでありまして、この受注生産にいたしました關係からと、もう一つの原因は、世上うわさされております補給金の問題で、下半期から綿糸の値段が上がるのではなからうかというふうな危惧から、業者が製造業者が注文を出した場合には、製造業者が注文を受けつけないという事実がございます。それで現在さしずめの問題といたしましては、全体の数量の問題、根本的な問題ではありませんが、困つておりますのは、漁業者から製造業者に注文を出した時分にこれを引受けないという問題でございます。それでこの問題はかねて予期しておりましたために、――これをもう少し詳しく申し上げますと、従来は見込み生産でありましたために、水産廳から漁業者に切符を切りますし、それから商工省は実績等に應じまして、現物をメーカーにやつておりましたために、その間の全体の總量は一致するわけでありまして、メーカーにはストックのできないところとあるわけでありまして、それでそのストックを持つておりますところは、今年下半期以後は、受注生産になるとこれは漁業者が切符を持つて來ました数量に應じまして、商工省から原料をもらえますからこれは問題はないのでありますけれども、第二・四半期以前、大部分は第二・四半期でありまして、メーカーは自分の從來持つておりましたストックが減ること、そのものの値段が上がる

が、最近奥村君が久野忠治君と交代されました。久野君は前の理事でありますから、ぜひ奥村君を理事に充当するようにしてもらいたい。なおその他の諸君のうちからも理事を選んでもらつて、まず國会開会まではこの方々が小委員会のつもりになつて、そうして他のわれ／＼委員も参加して最善の方法を講ずるようをお願いしたい。と考えるのであります。いが、でございます。

相談をするような方法をとつてもらいたい、私はかように思つてあります。ことに必要なのは、最近の台風等においては実情を知る私としては、緊急に何とか救済策をしなければならぬということが差迫つた問題だと思つて、こつこつと点をまず第一に取上げていたきたいということを願ひいたします。

れまでいろ／＼役所のかげひきがあらつたり、またメーカー等のごまかしに乗ぜられたりして、当業者が非常に迷惑をしたことが多々あることは御承知の通りであります。漁業は非常なる窮状に今日では陥つておりました、その上たゞ／＼風水害、災害がありまして、まづたゞこの綿糸その他の資材に窮しておりましたから、この際一歩進んで、どうしたらこの危機を切り抜けることができるかという点までも協力的な御意見御説明を承りたいのであります。まず生産部長より御説明願ひます。

きゆうくつではございません。それから最近に起りました問題は、第三・四半期から今までの見込み生産をやめまして受注生産に切りかえたわけでありまして、この受注生産にいたしました關係からと、もう一つの原因は、世上うわさされております補給金の問題で、下半期から綿糸の値段が上がるのではなからうかというふうな危惧から、業者が製造業者が注文を出した場合には、製造業者が注文を受けつけないという事実がございます。それで現在さしずめの問題といたしましては、全体の数量の問題、根本的な問題ではありませんが、困つておりますのは、漁業者から製造業者に注文を出した時分にこれを引受けないという問題でございます。それでこの問題はかねて予期しておりましたために、――これをもう少し詳しく申し上げますと、従来は見込み生産でありましたために、水産廳から漁業者に切符を切りますし、それから商工省は実績等に應じまして、現物をメーカーにやつておりましたために、その間の全体の總量は一致するわけでありまして、メーカーにはストックのできないところとあるわけでありまして、それでそのストックを持つておりますところは、今年下半期以後は、受注生産になるとこれは漁業者が切符を持つて來ました数量に應じまして、商工省から原料をもらえますからこれは問題はないのでありますけれども、第二・四半期以前、大部分は第二・四半期でありまして、メーカーは自分の從來持つておりましたストックが減ること、そのものの値段が上がる

きゆうくつではございません。それから最近に起りました問題は、第三・四半期から今までの見込み生産をやめまして受注生産に切りかえたわけでありまして、この受注生産にいたしました關係からと、もう一つの原因は、世上うわさされております補給金の問題で、下半期から綿糸の値段が上がるのではなからうかというふうな危惧から、業者が製造業者が注文を出した場合には、製造業者が注文を受けつけないという事実がございます。それで現在さしずめの問題といたしましては、全体の数量の問題、根本的な問題ではありませんが、困つておりますのは、漁業者から製造業者に注文を出した時分にこれを引受けないという問題でございます。それでこの問題はかねて予期しておりましたために、――これをもう少し詳しく申し上げますと、従来は見込み生産でありましたために、水産廳から漁業者に切符を切りますし、それから商工省は実績等に應じまして、現物をメーカーにやつておりましたために、その間の全体の總量は一致するわけでありまして、メーカーにはストックのできないところとあるわけでありまして、それでそのストックを持つておりますところは、今年下半期以後は、受注生産になるとこれは漁業者が切符を持つて來ました数量に應じまして、商工省から原料をもらえますからこれは問題はないのでありますけれども、第二・四半期以前、大部分は第二・四半期でありまして、メーカーは自分の從來持つておりましたストックが減ること、そのものの値段が上がる

かもしれないという予想のもとに、現在それを出し渡す必要とする漁網を入手できないという現状で困つておるわけであります。このことを知つておりましたために、九月十九日現在のメーカ一の在庫数をまず調べてこれを決定いたしました。そうして今まで幾ら持つておたかというのを明らかにいたしまして、先ほども申しましたように、理論的にはメーカ一の持つておりますストックと、業者の持つております切符とは一致するわけでありませう。しかしそれはいろいろの事情で一致せぬ事情もあるかと思ひますが、理論的にはまず一致するわけでありませうから、そこでまずメーカ一の持つておりますストックを明らかにいたしまして、その報告も大部分分つておりました。集計するばかりになつておりますが、そのストックを集めて、もしメーカ一がこれを担ひました場合は、業者から切符を集めて、指定生産資材配給統制規則に照して、その供出命令を出すということにいたしました。今日も実は商工省の当局と係員が参りまして協議中でございます。

○石原委員長 通産省の御説明を願ひます。

○馬越説明員 私、通産省の繊維局の綿業課で漁網をやつております馬越であります。ただいま部長から御説明がありまして、第三・四半期から受注割当になりましたために、第二・四半期まで持つております原料をメーカ一が出し渡つておるといふ実情はわれ／＼としてよく調査いたしました。これに対して手を打ちたいと思つております。現在までに通産産業省として手を打ちましたことは、御承知のように、漁網をつくり出すためには、最初に漁網用燃糸をつくり出す。従来この非一貫の燃糸さんに渡す漁網糸と、それから燃糸業者がつくり出す漁具糸との関係が慣習的に混用されておりましたので、八月十日の還元をもつて打ち切りまして、結局漁網用燃糸として綿糸をもちつた者は必ず漁網用燃糸として非一貫の製造業者へ渡し、網をつくれ、漁具糸としてもちつたものは漁具糸を業者に直接渡し、その段階をはつきり区別するようにこれを通牒として、各メーカ一に通知したのであります。

それから第二点であります。第二点は在庫の調査の点であります。これは結局漁具糸と漁網の還元は水産廳の方にいきます。それから漁網用の燃糸の還元は通産省に直接に参ります。この点はさつきも部長が申されましたように、水産廳の係官と連絡をとりまして、漁具糸に關しましては八月二十日、漁具糸につきましては九月十日で還元を全部いたしまして、各メーカ一の手持ちの原料を調べております。各メーカ一の手持ち原料は新聞なりに公表しまして、メーカ一のどこに原料があるかという調査の便に資したいと思つております。

次に第三点として手を打ちたいと思つておりますことは、結局第二・四半期までに出します農林省の購入予約券は、十一月十日をもつて予約期限が切れるわけでありまして、それでありまして、十一月十日までにメーカ一と予約できない場合には、さつきも部長が申されましたように、在庫があれば購入券を持つて来れば必ず予約しなればならない。これは指定生産規則のあり方からいまして当然であります。何かの処置をとる。でありますから十一月十日までは、メーカ一と業者との間に契約ができるはずであります。しかるに十一月十日になつてもなおかつ契約がとれない、そういうメーカ一に対しては結局第四・四半期以降原料の割当をしないとか、削減をするとか、そういう手を打ちたいと思つております。以上三つの措置をとりまして、第二・四半期までに原料が非常に行き詰つておたという点を打開して、業者の便宜をはかりたいと考えております。

○奥村委員 実は、けさ私がこの問題について御要求を申し上げておきましたことは、第二・四半期の綿糸のチェックが、全国的に現物化が困難になつておるといふことからしまして、水産廳の係官の説明では、どうにもこの問題は解決はつかぬといふことからしまして、この水産常任委員会できく取上げて、とことんまで解決のつくような、われ／＼の納得し得るような対策を講ぜられたいと思ひましてお願いした次第であります。ただいまのお二人の御説明ではなお満足いたしません。大体これは綿漁網の生産並びに配給については、水産廳において一本で管轄するといふことに、大体政府において方針が一決して、その通りに行われることになつておたのであります。が、どういふ事情であるかそれがその通りに行われておらぬ。これが今回の問題を生じた根本の原因であらうと思ふ。従つてこの問題を明らかにしなれば、問題の根本的解決はできぬと思ひますが、しかしこれを取上げて審議しますならば、おそろきよう中にも片がつかぬくらいの問題だと思ひますので、これはさておいて、さしあつてこの第二・四半期のチェックの処理についてお尋ねしたいと思ひます。

それで水産廳の生産部長の御答弁によりまして、一應各メーカ一の保有の綿糸を調査して、そうして新聞などに発表して、業者はそこへチェックを持つて行く、こういうことを言われますが、それでは十分の対策にはならぬと私は考えます。すなわちメーカ一の腹のうちは、これは商賣人でありませうから、なるべくチェックと引きかえに現物を渡しなさい。第二・四半期のチェックと交換して現物を渡したところ、その第二・四半期のチェックなども、これは商工省へ持つて行つても全然現物化せぬ。チェックと交換したただ自分の方の保有綿糸がなくなるから、なるべく保有綿糸を蓄えようという氣持で、なるべくこれは避けるでしよう。それで單にさやうなことで問題は解決しない。それよりももつと根本に行つて、この保有綿糸なものが、一体商工省においてそれをどう御処分になるか。第三・四半期からは受注生産制になり、保有綿糸といふものはない。今までの保有綿糸がどうだけ渡してあつて、それをどう処分せられるか。これは水産廳の係官ではそれを処分してどういふと申すてみたとところで、水産廳は今管理しておらぬ。工場の管理は商工省なのである。従つて商工省の綿業課の御方針をお聞きしなければまず納得は行かない。こ

ない。メーカーがとき／＼チケットを受取るのをいやがることがある。單に命令を出して解決はできません。すでに法規によつてチケットを持つて行けば、それを現物化するのにはメーカーに義務づけられている。今それを全國的に拒否しているんですから、命令一本でできるんなら、そうわれ／＼苦しむのじゃない。その根本にさかのぼつて、第三・四半期からは受注生産制になる。従つて、きようまでにメーカーに渡した保有綿糸、これがどれだけ渡してあつて、第三・四半期から根本的に制度を切りかえるについては、今までに渡した保有綿糸を、一体商工省はどう解決をせられるか。この根本方針をお聞きしなければ解決できぬと思ふ。

○石原委員長 この問題は通産省より明快なる御答弁を願います。通産省に對しては綿業課長の出席を求めたのでありますが、馬越氏が御出席になりましたので、十分お打合せの上御出席のことと思ふのであります。なお本日ははからずもこの綿糸、マニラ製品その他資材を使用するところの各種漁業の代表者の方々が集まりになつたのであります。この機会にメーカーとどうとか、いろいろな疑惑を一掃するのには最もよい機会であると思ふのであります。どうかその意味合いにおきまして、また水産廳が独立し、今度通産省が商工省より独立したのも、それら産業の助長をすみやかに有効にやらしむべき趣旨より出たのでありますから、その点をよく御了解の上、この際納得の行くように御答弁あらんことを切に委員長より要望をいたします。

○馬越説明員 ただいまの御質問にお

答へいたします。本日は綿業課長が来るはずであつたのであります。けれども、御連絡があらりましたのは十二時過ぎでありまして、綿業課長はどうしても来れない用事がありまして、私と打合せして、私が代理で参つたわけでありまして。その点御了解をお願いいたします。

では先ほどの御質問にお答えします。保有綿糸の点であります。そうしますと結局さかのぼりまして第二・四半期の割当ということになります。第二・四半期の割当方針は結局五箇月以上ある場合は割当をしない。在庫が五箇月以下の場合には割当をします。在庫が五箇月以下のものに對しては、それを第二・四半期のわくで二万梱を結局各メーカーに按分してやつたわけでありまして。でありますから、結局第二・四半期の割当を行ひましたのは七月の終り、結局メーカーの手元には七月の終りから八月の初めに現物化されているはずであります。従いまして九月末の在庫というものを考へてわれ／＼は割当をしたのであります。それから、各メーカーの手持は結局第二・四半期において割当をもらはなかつた人も第二・四半期において割当をもらつた人もあわせまして、結局十月まで出荷するものは持つておつたわけでありまして。七月に割当をしましたときまでの在庫と、四半期にもらつたものを合せました各メーカーの在庫は、きようは一覽表を持つて来ておりまして、七月の四半期の割当のときに、正規の人は十月まで出荷し得る手持を持つておつたわけでありまして。各メーカーが順調に出荷して行けば、受注割

当に切りかえたから原料の割当が止まるということはない。そういう見通しをもつて第二・四半期に割当てたのであります。

○奥村委員 どうもその御答弁でも満足できません。私のお尋ねいたしましたのは、第三・四半期からは受注割当制になる。それで今までは保有綿糸を各工場に商工省から現物を渡してやつたが、この制度切りかえにおいて、その保有綿糸をどう処分されるか、その根本方針をお尋ねします。あなたの言われるようなことになれば、業者はチケットを喜んで現物化すべきはずであるのに、全國的にそれを拒否するのは、保有綿糸の処分について、商工省が明確な方針を徹底させていないからであります。まずその問題を明らかにしなければ納得ができぬ、こう考えます。

○馬越説明員 ただいま落しました第二・四半期以前の保有綿糸の処分について御説明いたします。第二・四半期以前の保有綿糸の処分につきましては、第三・四半期から受注割当に切りかえるという方針を明示しましたときに、もし一月と三月の出荷期限までに出荷できない人は、結局その以後では受注割当の資格がない。要するに來年の一・四半期以後は幾ら注文を持つて來ても、原料を割当てない。だから一・四半期まで原料をもらつた人は、必ず來年一月、三月にその保有綿糸を処分しろということは明言してあるはずであります。でありますから、この点一月、三月と若干時間的ずれがあるというので、メーカーは樂觀しておるのではないかと思います。それについて、これではメーカーの方も生ぬるい

から先ほど私が申し上げましたように、十一月一日でもつて予約という点で期限を切つて、予約ができないというのが原料をストックするということことを考へておるのであります。

○奥村委員 あなたの言われますように第二・四半期のチケットの分の現物は、各工場に對しては七月までに行つておるはずであります。ところが實際のチケットは、このごろになつて全國の漁業者に割当られて、そのチケットがどのメーカーへ行くかはこれからの問題であります。従つて各工場の能力と、保有綿糸の量とチケットの集つて行く量とどうも合致しないということ、は、初めからわかつておることだと思ひます。第三・四半期からは原則として保有綿糸はなくなるでしょう。今までの保有綿糸のよけい出過ぎた工場、あるいはチケットをあまり拒否して保有綿糸をよけい抱過ぎた工場の解決をどうするか。今までも保有綿糸は、水産廳の出したチケットの回収率に必ずしも比例して各工場に出おらぬ。私は各工場別のチケットの集荷量と保有綿糸の在庫量を調べましたが、必ずしも一致しておらぬ。一致しておらぬからこそ工場では水産廳の出した綿糸のチケットを必ずしも喜ばぬ。つまりそこに商工省が幾分手を出す。そこにこの問題の根本の原因がある。大体保有綿糸は全部でどれだけあつてどういう生産をつけるかそれをお尋ねいたします。

○馬越説明員 説明を補足します。先ほど申しましたように、二・四半期以前の保有綿糸は、漁網用に關しては一月一ぱい、漁糸に關しては三月一ぱいに出荷する。農林省の消費切符との関

係であります。二・四半期までの割当方針は、農林省の発行している漁業資材購入券を還元した実績で割当てたのであります。でありますから、たくさん還元した人はたくさん原料がもらえる。次の段階でそれを出荷しない在庫で持つてゐる人は、一時的には多いという現象ができてくると思ひます。でありますから、現在の段階においては農林省のチケットをとらない方が必ず在庫が多いという現象が生じているかもしれません。しかしそれも二・四半期の割当で調整しまして、そういう在庫を五箇月以上持つてゐる人には全然割当をしません。今までは五箇月以上在庫を持つてゐる人は原料をもらへなかつたわけでありまして、大体五箇月内外の在庫であります。でありますから、通産省で第二期の割当をしたときに在庫を持つていて、それ以上農林省のチケットを持つてゐる人、在庫以下、農林省のチケットを割当てていない人、そういう問題が起ると思ひます。しかし在庫は持つておつても、農林省のチケットを割当てていない人はさらに割当てればよいわけでありまして、在庫以上に農林省のチケットを持つてゐる人は在庫以上に余つてゐるので、農林省の購入券は他の業者にまわすなり、一般業者に返還してもきない。そういう手は結局メーカーと業者の間の話でやつてもらはなければならぬと考へております。

○奥村委員 あなたの御答弁によりまして、窮極において來年の一月なり三月のチケットにより保有綿糸の生産をつける、こういうお言葉でありますから、一應筋が通つておるようでありま

す。しかし各メーカーにほんとうにその精神が徹底し、メーカーがそれを遵守すれば、今日かような問題は起つておらぬはずである。第二、四半期のチケツトが全国的に拒否されるということは起つておらぬでしよう。従つてその御答弁ではまだ満足できません。しかしこれ以上お尋ねしましても同じでありますから、委員長に要求いたします。綿業課長の出席を願います。

○砂間委員 率直に言つと、一つは値段の点だろつと思つたのです。これが補給金を減らすとか何とかという問題にからんで、先行き値上りになるといふ点を見込みまして、メーカーは品物を持つておりながら、購入券を持つて来ても渡さないといふことになつておりますから、通産省の綿業課としましては、まだ水産廳の生産部におきましては、まだ値上りになるか、ならぬかわからないのですが、値上りになる以前に渡した原料及びそれでできた製品については旧價格でこれを現物化する、渡せといふ命令を一本出したならば、購入券を持つて行つても業者が渡さぬという弊はどこでもなくなるのではないですか。やはり業者はみなそろばん勘定でやつておるわけですから、値上りの不当利益を取得しようとする。そこに出し過ぎている大きな原因があると思つたのです。またそういうところに、資材の割当、配給をめぐつていろいろの官僚の不正や腐敗が出て来る。現にこの前の國會に顔を出しておりました民自党の五島委員にいたしまして、いろいろ問題がありまして、刑務所に收容されているというふうなことになるつておりますが、こういうふうな問題が起りますといふことも、結局そういうふうな点に關連しておるわけでありますから、この点は明確にする必要があると思つた。そこで途中で値上りになつても旧價格で渡すことができるかどうかといふ点について、はつきりした答弁をお伺いしたい。

○奥村委員 この問題は、このままで解決にはならぬと思つたのであります。綿業課長を呼んで審議しますよう、何とか方針を決定していただきたいと思つた。

○石原委員長 この問題は一時中止して、綿業課長を招致するように手配をいたしたいと思つた。ではとりあえず生産部長の説明を願います。

○十川説明員 メーカーが業者に対して現物を渡さぬという事実が起つておりますのは、第二、四半期前のものについてでございます。

○奥村委員 第二、四半期もそうです。

○十川説明員 第二、四半期を含めてのつもりなのであります。第三、四半期以後になりますと、これは受注生産になりますから、もしこれを引受けないうことになりまると、自分の商賣が止まるから、そういうことはしないわけです。ですからその問題の起りますのは、第二、四半期を含みます第二、四半期以前のことであります。それで第二、四半期以前のものの値上りは考えられないわけでありましてこれはすでに補給金をもらつた原綿を使つて製造したものでありますから、それが値上りをするであらうといふことは想定できないわけですね。

○川村委員 部長はただ考えられないうと言つておるが、これは実際にある。私は名前を指すことは控えます

が、現に石川縣で私は網を買つたのだ。が、當時私は二百万円の手付金を打つてはつきり網を契約したところが、ずつとずつと、ついに前回復上りしたその價格で漁網の代金を拂つたという実例がある。私は漁具がなければ漁業ができないのだ。しかしそれをとやかく論議しておつたのでは魚に逃げられるから、しかたがなく拂つてつたといふ実例がある。それからこれは昨日、一昨日の話ですが、ある会社にワイヤーを注文しております。これは綿糸とは違ひますけれども、五月一ぱいに渡すといふ契約のもとに私は注文したのに、いまだにその現物が半分より渡らぬ。ところが一昨日行つたところが、今まで渡しただけは旧價格で渡し、ましようが、この後ののは七日から値上りするといふその價格で渡す、こういうことを言われたので、私は嚴談をした結果、もしそうしようなことで値上りした價格で渡すとするならば、契約違反で私は相当の手續をするからさよう心得ろ、とにかく行つて重役と相談してしかるべく返事をしろといふことで、まだ取残されている問題がある。これが實際あるから、おそらく今奥村君も砂間君も言つたのだと思つた。現実これにやられておるからさういふことをここで取上げたのであつて、これを解決するには、ここで議論をしておつてもどうにもならぬから、ある機会にあなたの方と水産廳とまたわれわれの側と、私は特に資材の小委員長をしております關係上、十分話合つて、メーカーに対して嚴重な警告を出して、もしそれに従わない者は、斷固としてこの際割当を拒否するとか、停止するといふようにしなければ、この

問題は解決がつかないのである。部長はただあり得ないと言われるが、あなた方が机の前にすわつていればさうかもしれないが、われわれは現実にあつた。だから私はあとでこの資料も提供します。この委員会の席上で会社の名前をたくさん出すといふことはけつこうなことではないから、あとから資料を提供しますから、その資料に基いて再検討をして、この問題の解決をつけるようにお願いいたします。

○石原委員長 委員長より馬越説明員にお尋ねします。先刻馬越説明員はメーカーが出し給ふといふことを申されたが、その出し給ふメーカーの氏名が今おわかりになつておりますか。わかつておれば御説明を願いたい、わかつていなければ、明日中に調べてここに御提出を願いたいのであります。これに対してお尋ねします。

○馬越説明員 ただいまの委員長の御質問にお答えします。通産省としましては、メーカーを管轄しておりまして、通産省の方に業者の方々がどういふメーカーの方が出し過ぎているといふ陳情なり御質問なりは出ておりません。

○石原委員長 そうすると、出し過ぎているといふことはつきり申されましたが、それは事實無根のことを申されたのであります。

○馬越説明員 私たちでお聞きしているのは、どこかメーカーが出し過ぎているといふのではなしに、第二、四半期以前の切符の現物化に非常に困つていふという話は水産廳を通じてよくお聞きしていただいております。

○石原委員長 メーカーは水産廳及び通産省の支配下にあるものであります。

す。それがわからないというりくつはないのでありますから、私の方は明日一ぱいと切つてその資料の提供を強く要求したのであります。

○奥村委員 これは私どもの福井縣定置網協會からのけさの電報です。二、四チケツト現物化困難、手配請うといふのであります。これですぐ水産廳に参りましたところ、水産廳では全国的にその抗議を聞いていふといふことでありますから、これは全般的の問題で、いづれ綿の方もお調べを願いたいと思つたのであります。それでこれはあまりけんか腰になつてもどうかと思ひますので申し上げますが、綿業課長に出でいただいてお話をなさるなら、あるいはまた馬越君に来ていただいてからここでこの問題を解決するなり、どちらか方針をきめていただければ、そのつもりでもう少し突込んで具体的な対策について申し上げたいと思ひます。

○石原委員長 この問題は本日はこの程度にとどめて、綿業課長の出席を求めてさらに再開いたします。

午後二時五十一分休憩

午後三時二十分開議

○石原委員長 これより會議を開きます。

午前川村委員より御提案になりました北海道機船底びき特別漁業本部囑託松浦榮氏発言に關する件につきましては、査察特別委員会の委員長とも相談をいたしまして、十分これの処置に對する研究をいたした上、さらに本會議に諮りたいと思ひますが、さうとりはからつて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 ではさよう決します。次に午前におきまして漁業法案に対する総体質問はほぼ終つたのでありますが、玉置君が欠席でありまして、補足的な質問があるようでありまして、これを許します。

○玉置(信)委員 ごく簡単に松元説明員にお伺いしたいと思ひます。それはこの漁業法が漁業憲法である以上、法の一貫した精神をはつきりしておかないと、今後のこれが修正その他に非常な関係を及ぼして来る。なかつく先ほど陳情の筋から、この漁業の運営方法が國家管理である、あるいは國營ではないかという点に意見が出ましたので、ひとしおその点を痛感いたしました。それで一言だけ質問いたしたいと思ひます。それは昨日奥村委員の質問に対し、あるいは鈴木委員の發言の端緒によりまして、漁場の總有という言葉について松元説明員はこれを説明するにあたりまして、總有という意味は嚴密に申しますと二つに使つておる。その一つは法律の意味で、所有の形態としての總有という形態、これは日本の法律ではない概念であつてゲルマン法の概念であります。この總有と申しますのは、物を集團的に所有いたします場合にローマ法流の概念では法人という形でしか持てないし、總有という形しか持てないわけであるということからいへばと説明されました。最後に沿岸漁民あるいは國民全体の所有という点と地元地区組合の所有という点、これは極端に申しますれば、あえて漁場に限らず農地であろうとあるいは工場であろうと、これはすべて國民全体の利益に帰属せしむべきものである云々ということをお答へしておるのであります。

あります。私はこれを概念的に考えまして、漁場あるいは土地、これは自然發生のものでありまして、一應國民全体の所有に帰すべきというところは納得できます。かつて戦争当時は、國家がすべて民法によつて割当てその所有權を認めておつた。それが戦争が始まると同時にすべて天皇のものである、からだ土地も財産もすべて天皇に帰属すべきであるという、非常なかわつた意見が擡頭したことがありますが、しかし工場そのものが國民に帰属すべきであるという観点は、工場そのものは自然發生でなくして人為的にできたものでございませう。あなたはこの法を立案した一人でないかと私は想像いたしますが、その立案者の根本思想というものがどこにあるか、こういうことを一應考慮するときに、私は總有から発したこの新しい言葉が、イデオロギー的に言つてイズムをどの方面に與えるべきものであるかどうか、かようなことに非常な疑問を持つものでありますから、一應これに対する定義を下しておいてもらいたい。同時にこれを分析的に、あるいは科学的に、あるいは哲學的に、その他の方面からいへばと分析して、その流れる考え方がどのイズムに屬するものであるかということ、これをこの場にはつきりしていただきたいと思ひます。

○松元説明員 昨日の私の説明がいささか未熟で、多分に誤解を招いたらしいので、もう一度御説明申し上げたい。昨日奥村委員の御質問でありましたか、總有という意味はその部落の總有であるか、沿岸漁民全体の總有であるかという御質問であつたのであります。それに対して私の答弁といたしまして、一應その行使方法は沿岸漁民、さらに廣く言うて國民全般の利益に帰するように使われるべきである、しかしそれが具体的な方法としては地元組合へまかされる、こう申したのであります。と申しますのは、少く古い所有財産權と申しますのは、少し古いのであります。ヴィンヤール憲法以來私有財産權絶対というのでなくして、財産權は公共の福祉に適合するように云々ということがうたはれておる。それが現在の新憲法でうたはれておる。そのことを表現いたしまして、地元の漁民といへどもそれだけの私利私益のために行使すべきではない、常に公共の福祉に合するよう行使すべきであるといふことを、少し表現が悪くあるいは誤解を招いたのではないかと申ひますが、氣持はそういう氣持であつたのであります。

○玉置(信)委員 ただいま松元説明員の御答弁で大体わかりましたが、ウィマル憲法については私も多少研究しておる一人であります。その問題はさとおきまして、こうしたことはすべて民主主義を第一義とし、第二義的に生産増強をはかるということを目標として、この漁業制度の改革は行われておるわけでありませう。そこで水産廳長官がおいでにならぬので部長にお伺ひいたしますが、民主化といふことについていろいろありますが、基本的にはつきりしておきたいことは、民主化の問題についてもアメリカ式、ソ連式、いろいろありませう。一体現状の民主化をどの線に沿つて行つた方が一番いいと思ひますか、その点を御説明願ひたい。

○松任谷説明員 ただいま玉置委員より、日本の現在行われております民主化といふものはアメリカ式である、ソ連式であるかという御質問でございますが、現在日本で行われております民主化と申しますのは、御承知のように、敗戦によりまして日本が新しい國家として立ち上り、復興しますために、いろいろと從來の何と申しまするか、封建的ないろいろの要素がある、そういうものを民主化の線に沿つてなるべく直して行くといふようなこととに考えなければならぬといふような意味で、わが國の實情に即した民主化といふものを具体的に考へて参らなければならぬ、こういうふうな意味合ひではないかと考へるのであります。従いまして、アメリカ式とかあるいはソ連式とかいふふうには、一概に形式によつて、何と申しますか、一つの型によつて律するといふような意味に考へておらないといふことだけ御了承願ひたいと思ひます。

○玉置(信)委員 第五國會以來いろいろと質疑應答をいたしております民主化の問題につきまして、特に昨日各委員から、この点についていろいろと質疑應答をかわされました。最後に部長からの御答弁ではつきりいたしました。いわゆる現在日本で行われるべき、ほんとうに日本の現状に即したところの民主化をはかる線にこの漁業法を持つて行くべきであるという結論を得ましたことを満足に思ひまして、私の質問を終ります。

○石原委員長 これをもつて總体質問は終りました。お諮りします。午前中の總体質問のときに、奥村君より政府の本案に対する説明の不足なる点を指摘されました。審議ができないということまで言されたのでありまして、その点にはわれわれも同感するところが多々あるものであります。この場合審議は逐條の方法で進めて行きまして、奥村君の御意見に対しては最後の尊重すべき点は尊重したいと思ふのであります。そういう意味から、第一條より逐條審議を進めて行きたいと思ひます。さう御了承願ひたいと思ひます。

○川村委員 議事進行について……ただいま委員長から逐條審議の言渡しがあつたのであります。まことにけつこうだと思つております。ただこの場合審議を促進する意味におきまして、全般にわたつてあつちへ飛びこつちへ飛びして審議をするといふことは、どうもこれまで多々繰返されたのであります。一例を言ひますと、きよう出席しておつた人があつたになると休んでおるとか、あるいはきよう欠席してあつたは出て来て、また同じことを繰返すといふようなことがあつては、かえつて議事の進行を妨げるものでありますから、その点さうしたことを大体まとめるためには、つまり質問者と関連する問題について質問の追加をする場合はそれを許して、一括して答弁を願つた方が進行上いいと思ひます。この点お諮りを願ひます。

○石原委員長 ただいまの川村君の御意見は、一章ずつを總括してという御趣旨であります。○川村委員 一章という例を引いたのでありますが、一條ずつでもいいのであつて、つまり前に来たものでつて質疑をするといふようなことをしないで、結局欠席した人は棄權をしたといふ

うなかつこうにとつて、片づけばから片づけて行つた方がよいのじやないか、こゝろの意味であります。

○石原委員 了解しました。それでは第一章総則第一條より第五條までを一括して議に付します。

○富永委員 第一條のつと最後の方に「漁業調整機構の運用によつて水面を総合的に利用し、」というふうに書いてありますが、これはどんな操作をもつて水面の総合利用をなすのか、これを具体的に承つておきたいと思ひます。

○久宗説明員 第一條の中で「水面を総合的に利用し、」というふうに規定しているのではありませんが、これは結局現行制度の欠陥を改正いたしますので、その改正の眼目をうたつたわけでございます。現行制度におきましては、御承知の通り本来多数の漁民が入り会つて操業する漁場というものを、個々の漁業権を中心に規律いたしてあります。しかもその漁業権の設定にあたりまして、従来の慣行を基礎に置きまして、それに基づいて権利が與えられる、なおその後は個々の申請に基づいて個々の権利を設定して行くわけでございます。従いまして、当時におきましては、あるいはそれが合理的であつたかと思ひますが、これは明治三十四年のことでありますので、その後明治四十年以降漁船も動力化したしましたし、その他ここに長い年月がかつておりますので、海況その他も変化いたしましたわけでありまして、それに対して慣行を基礎に置き、しかもそれを固定したわけでありまして、なおその上に先ほども申し上げましたように、一つ一つ権利を設定して行くといふことが

ら、前に権利が設定されておりますと、それとの関連において、こゝろが一番いいと思つても、そこへ権利が設定できない。一應すてにある権利者との関係を調整して行かなければならぬことになつたわけでありまして。そういう意味におきまして、漁場の計画性というものがあつたか。つまり本来漁場というものは総合的に利用されます関係で、これを分割できない。そこで水面の利用方法といたしましては、魚種と漁法、漁期というふうになつて、これを権利化したわけでありまして。その権利が独占排他性を持つことは漁業の技術上当然なわけでありまして、またそれが何らの調整なくして放置されたといふところに、現行漁業法の根本的な欠陥があると考へますので、それを直しますのには、一定の水面の生産力の絶対量をあげますために水面利用を計画化しなければならぬ。つまり漁場を初めからどういふふう利用するかといふところから始めなければ、ほんとうの意味の生産力はあがらないといふことが第一点になるわけでありまして。また同時にその総合利用という場合には、漁場そのものの漁獲の絶対量だけではなしに、その漁業資源が長期にわたつて維持され、増加されなければならぬといふところから、それが個々の経営によつてかつてに利用されたのではいけない、他の漁にも影響いたしますし、ある能率的な漁法で一挙にその資源を全部洗つてしまふといふようなことも、これは総合的な利用ではない、そういうふうな意味から、経営内容にまで立ち入つて考へて見なければやはり生産力はあがらない。つまりその場合生産力といふ

言葉がここに出て参りますが、これは漁場の再生産の力といふことになるわけでありまして、一回限りのものではない、そういう経営内容の問題まで含みまして、水面を総合的に利用して行くといふのが、この法案の趣旨なのであります。ここに書いてあります生産力といふものもそういう意味でありまして、それをいたしますのに当然に現在の漁業権制度につきまといふような、生産力そのものを阻害しているいろいろな封建的な残滓物といふようなものは排除しなければならぬ。それが民主化の内容になるわけでございます。

○富永委員 大体たゞいまの説明によつて、水面の総合利用といふことは御説明になつたやうであります。きのうの長官に対する質問の場合でも、結局今のような非常に高邁な理想をもつて臨むことは、あるいは看板の塗りかえになつたり、極端に言へば、角をためて牛を殺すやうな結果になるのではないかと問題や、このあとで質問をいたしますが、随所にこの高邁な理想と矛盾する点を発見する場合が多々あるのであります。が、しかしこゝでは一應この程度にとどめて、その次の第三條、第四條に水面という言葉が使われておるのであります。それで、これはまだ議題に出てはおりませんが、関連してありますから、こゝで聞いておかないと、あとでまた前をひつくり返すことになつて、結局むだだと思ふので聞いておくわけですが、第八十四條には、海面及び海区、内水面といふ言葉が使われているのですが、この水面、海面、海区、内水面、これらの法律の定義を承りたいと思ひます。な

おこれは私も検討したいと思ひますので、御説明ばかりでなく、ひとつ文書でも御提出おきを願ひたいと思ひます。

○松元説明員 この法案では、水面といふ言葉と、海面、内水面といふ言葉と、海区といふ言葉を使つておりまして、水面と申しますのは、現行法の字句をそのまま踏襲いたしまして、もちろん面と申しても水中も含むわけ、それをさらに海と内水に區別して、内水面及び海面、二様に使つておるわけでありまして。海区といふのはそのうちの部分的な区域を取上げて海区と稱しておるわけでありまして。従つて海区といふのは海面の一定の区域内の部分であるといふふうに御了解願ひたいと思ひます。

○砂間委員 三つ四つの点についてお尋ねしたいと思ひます。まず第一に第一條についてありますが、第一條の中に、この法案の骨子としまして、漁業生産力の発展といふことと漁業の民主化といふことが書いてあります。この民主化の点につきまして、昨日來総有であるとか、あるいは自営であるとか、あるいはイデオロギーがどうか、あるいは民主化と生産力の発展とが食い違ふとか食い違はないとか、どつちが先だとか後だとかいふふうなことも論議されたのでありますが、私の理解するところによれば、民主化といふことは生産力の発展といふことと何ら食い違はないといふふうに考へております。民主化といふことの内容は何かと言へば、少数の有力な人たちが独占排他的に利益を貪つて、多数の生産に従事しておる漁民を隷屬させ、搾取し圧迫し

て行くといふことを排除し、そしてこの實際漁業に携わる人たちの生活を向上し、発展して行くといふことが民主化の主要な内容をなしていると思ふ。

實際漁業をつとめるのは働く漁師なんですから、その人たちの技術や生活や訓練や経験といふものを向上し発展して行くことなしに、生産力の発展といふことは望まれない、こゝろに考へるわけでありまして、この生産力の発展と民主化といふことは何ら食い違ふわけのものではないといふふうに考へるのであります。ところでこの第一條に本法案の眼目がこゝろやつてあるのではありませんが、これはたゞ一つの看板にすぎないのであります。この言葉の内容が一貫してこの法律の中に貫かれていない。先ほど玉置君は、イデオロギーの点は本法案を審議する骨子になる、精神になるのだから、非常に重要だといふことを強調されたのでありますが、私もその点については同感であります。けれどもこゝろに、看板は民主化といふふうなことが掲げられてあるけれども、何も貫かれていない。その点につきまして、これまでも断片的に触れて来たわけでありまして、たとえば定置の漁業権にしまして、一應協同組合に第一優先順位を與えるといふことになつておりますけれども、きのうの長官の説明にもありますように、しかしその協同組合がもし弱体であるならば、これは實際に実力のある、資力のある、経営能力のある人に交付することになる、こゝろにこゝろに御説明があつたわけでありまして、こゝろにこゝろに實際上はみなこの資力のある人に渡

つて行くような形になつて行く。これは定置ばかりではなくて、ほかにも例をあげればたくさんあるのであります。が、省略させていただきます。それで、これが何ら実体を持つていない。なる言葉の表現に終つてゐる。その点について、当局は何らの矛盾を感じないかどうかという点を第一に御質問したい。ほんとうにこの民主化の線を貫いて行くならば、これは漁業調整委員会の構成にしましても、それからいろいろな漁区漁業の点にしましても、あるいは海上の取締りの点にしましても、いろいろ問題が、これとは違つた形以後に展開され、出て来なければならぬことだと思ふ。ですからこれは極端に言へば、民主主義の仮面を装つて、そういう極端をいたしてカモフラージュしましても、実際には零細漁民から漁業権を取り上げてしまふ。そういうまづたゞ資本家擁護の法案になつておる。(ノノノノ)その点について当局は矛盾を感じないかどうかという点、これを第一に質問したい。

それから次に第二点としましては、第一條の中に、やはり魚族の繁殖保護、資源保護という点を適当な文句で入れる必要はないかどうか。私はそれを入れる必要があると思ふ。ただいま久宗経済課長の説明によりましても、生産力の発展というものは、何も一度にこつそりと切りとつてしまふべきではないといふのではなくて、再生産という点から考えなければならぬといふことを申されましたが、今のような、たとへば沿岸漁業にしましても、機船底びぎや何かが沖の方で荒しまつておるといふような状態のもとでは、生産力の発展、漁業の発展といふことは必ず行

き詰まつてしまふ。これについてやはり資源保護、魚族の繁殖保護という点を一項目入れる必要があるといふふうに私は考えるのでありますが、そういうふうに修正する意向はないかどうか。これが第二点であります。

それから第三点としましては、第二條の第二項についてであります。ここに漁業者及び漁業従事者といふことが書いてあります。あるいは後の方に漁民といふことがあると思ふのですが、この漁民あるいは漁業者といふのは、実際にはどういふ人を漁業者と見るかといふ点、この定義がきつめてあまいである。これは水産業協同組合法を見ましても、この協同組合に加盟する資格は、大体実際に漁業をやつておる人、それについて三十日以上九十日とかいふふなことがありますが、法の精神は非漁民を排除して、實際漁業に従事している者をもつて構成し、この協同組合に共同漁業権その他のものを優先的に與へて行くといふことになつてゐると思ふのですが、最近組織結成されつゝある漁業協同組合の事情を見ますと、必ずしもその通りになつていない。たとえば千葉縣の勝浦の漁業協同組合なんかを見ますと、漁業者であるといふ名目のもとに、加工業者やその他の人たちが入つて来て、組合をつくつておる。それを千葉縣の水産課では認めておるといふふな事実もあるのではありません。ある一つの任意組合みたいで、あるいは法人みたいな組合をつくつて、そしてそれに加工業者やほかの人たちが出資している。たま／＼その法人、その團體が若干の漁業を営んでゐるというので、その構成員も漁業者であるといふやうな、こ

ういふ非常なこじつけの解釈をいたしまして、そしてそういう人たちが協同組合の中にも正式会員として入つてゐる。こういう事実があとにたくさんあるのではありません。たとえば三重縣の九鬼村漁業会にしましても、私は休み中に實際そこに行つて調べて参つたのでありますが、從來の旧漁業会の会員のうち、今は實際は山林をやつたりなんかして、今度の協同組合に入る資格のない人たちが、やはり三十日以上は何らかの形で漁業に關係してゐるというやうな、そういう口実をつ

けてまして、實際には漁業を本業としていない、ほとんど閑居してゐないやうな人たちが、あそこ協同組合に現実に入つておるわけです。それを排除して行かなかつたならば、ほんとうに漁民のための漁業協同組合といふものはできやしない。漁民のための漁業協同組合でないものに、いろいろ優先的な漁業権を與へて来まして、漁業の民主化といふ点に反するわけでありまして、この定義がはつきりしないといふこと、それからかりに法の上ではそういうふうにはつきりいたしまして、現実においてそれに実行が伴わないときには何にもならない。その現実の監督や、そういうことで非漁民が入つて来る場合、これをどういふふうに措置して行くかといふ点、この点は法の實際の運営上非常に重要であると思ひますので、この点について、どういふやうな対策なり措置なりお持ちであるかといふことをお聞きしたい。以上三點についてお尋ねいたします。

○飯山説明員 砂間委員の御質問にお答えいたします。第一點は民主化と生産力の増強、この關係であります。この關係につきましては、昨日の委員会におきまして速記を中止いたしましたので、詳細にお話を申し上げてあります。で、その中で民主化と生産力の關係につきましては御了承を得たいのであります。それから今の法の全般に對して民主化という線が現れておらぬ、むしろ漁業権は資本家擁護のために、この法律をつくつたのであると言われることは暴言だと考へるのであります。この法律は御承知の通り、輿論から見ましても民主化であるといふことは確實な事実でございます。むしろ民主化を高調するために、日本の漁業者がいろいろ問題で紛糾しておるといふ事實から見ましても、いかにこの法律が民主化を強調しているか説明の要はないのであります。従つて法の精神は法の全面に貫いてゐる、かような見解を私は持つております。

それから第二の資源保護の條項を入れたらどうか、この点についてお答えいたします。御承知のように資源の保護といふ二字を入れただけでは、これは實際の効果は奏せられないのであります。先ほど申し上げましたように、資源の保護をはかるためには資源の實在が明確にならなければならぬのであります。ただ個々の法文の上で資源といひましても、これは内容はないのであります。われ／＼といたしましては、基本調査によりまして資源の實際を把握して、それに基づいて資源保護の策を立てたい、かような考へを持つておりますので、現在においてはこの中に盛るということは非常に困難と考へるのであります。

それから第三の漁民、非漁民という問題であります。これは漁業法に定められてある事柄が、非常に法では明らかであるが、實際に沿わないのではないかと御意見のように拜聴いたしますが、この点は相當これらの事情を勘案して、實際にも調査をいたしまして、そして、そして／＼な方面から研究の結果、かような法文ができたのであります。決してこれは單なる架空の法文ではないのであります。私どもはこの法文によつて、明確に漁民、非漁民を區別することができると考へております。

○小松委員 この法案の骨子はたゞいま／＼御議論になつておられます通り、漁業の生産の發展であり、民主化であるといふ点にあることは、何人も異議のない一致したことであると思ふのであります。しかしながらその一致したはずの目標に到達するその手段、方法において、いろいろの御議論がある、全然反対したところの御議論があるといふことは、この法案を今後審議して行く上において、なお私は明らかにしておきたい点があります。要するに生産を發展させるというところは、いろいろ御議論のある点を要約してみますと、制限された漁場から漁獲を増加して、そしてなるべく多くの魚を消費者に供給するといふことが一つ、いま一つは労働の生産性を高め、資材、機械力を取入れて大規模な經營を伸ばすといふこと、いま一つは、零細な漁民の經營を組織化して、そしてその力を伸ばすといふやうな、この三點に要約されるように私は考へるのであります。従つてその生産力を發展させるというこの法文の骨子は、この三つのうちのいずれの根本原理をお選びに

なつておるのか、まずこの点を私は伺いたい。そして漁業の民主化をはかるということについて、いろいろお話をあつたが、その民主化をはかる上においてどこに重点を置かれておるか、この点を伺いたい。そしてなおまた漁業の生産を發展させ、民主化をはかるためには、生産の發展と民主化とともに、私は漁民の生活向上ということを考へて、この三位一体でなくてはならぬと思ふが、これらの点についてのお考えはどうか、この点を伺いたい。

○飯山説明員 小松委員の御質問にお答えいたします。最初に制限された漁区からの最高度の生産力を増加するという点と、それから労働力を高度に利用するという点と、零細漁民の組織化によつて生産力を増強する、この三点は同感であります。さうな考へをもつてこの生産力の増強としておるのではありません。その点には異論はありません。それから民主化の重点ということは、御承知の通り従来の漁業法には慣行によるということがあります。もう一つは、その慣行というよりな封建的な行き方、それから漁業経営におきまして、たとえばたいてい労働力の高揚というようなお話がありましたが、従来漁業の経営の中に、労働力の高揚を得ないような組織があるのではありません。そういう封建的な部分をこれによつて是正するということが重点であります。

○川村(善)委員 私の伺わんとするところは、皆さんの質問で大体わかつたのでありますが、ただ昨日民主化が先か、生産の増強が先かということに対して、民主化が先である、絶対的のも

のであるという御答弁があつたのであります。そのうち「これは字句にとらわれるように考えますが、」と云つて漁業の民主化を図る「云々」となつておるが、これをどうして先に一体「民主化を図り」云々とやり、あとに「生産力の發展を図り」といふふうに入れたか、これは字句の問題であります。第二点は、第三條、第四條に「水面」といふ言葉が使われておる。第二十四條には「漁場に定着した工作物は、」云々と、漁場と水面を使いわけておるの定置漁業の免許の申請は漁場となつておる。これを變更する場合は漁業区域の變更となつておるが、水面といふものは、廣く内水面もあれば海もあるといふたやうなものです。海の場合には水面と漁場とどう解釈したらいふかという問題です。現行法は漁場区域の變更といふことは海を指しておるが、どちらをとつたらいいですか。これは法文の解釈です。

○石原委員長 お諮りいたします。大蔵大臣が見えられましたから、審議を中止して、大蔵大臣にかねて懸案になつておりました漁業資材補給金の問題につきまして、御説明を求めたいと思ひます。この問題につきましては、先日来大蔵大臣とわれ／＼との間に相当意見の相違がありまして、それがために、ややもすれば観念的な意思の疎通を欠くといふやうな点がないとは言へないのではありませんが、しかし当面の漁業資材の窮乏の問題の解決は、われわれとしてはある程度緊急自重を要すると思ふのであります。そういう意味合

から、本日は單に大蔵大臣の補給金に關する御説明に止めて、その範圍内のお話を願ひたいと思ひます。

○池田國務大臣 補給金全体につきましては、前議会で私の考へとして申し上げておいたのであります。御承知の通り七千四百億円の歳出のうち、價格補給金に相当するものが二千二百億でございます。どうして日本二億の財政の健全化並びに國民の負担の軽減等から考へまして、早い機会にできるだけ補給金を削減いたしまして、財政の規模を縮小すると同時に産業の合理化をはかり、負担の軽減に充てるべく努力いたしておつたのであります。最近に至りまして、こまかい問題はまだきまりませんが、大体その目算もつき、三百四、五十億円の補給金の削減が本年度においてできる段階に相なつたのであります。これはまだ全部閣議決定を受けたわけではございませんが、その中のおもなるものについて申し上げますと、御承知の通り配炭公園を廃止いたしまして、石炭に補給金を出さない關係上、鉄鋼が三割六分程度上りました。これがために百四十億圓本年度の歳出の削減ができたやうな次第でございます。また銅におきまして、年間二十八億圓に達します價格補給金を十月から全廃いたしまして、これによつて十四億圓の補給金の削減、また外國市場におきます物價の下落に伴ひます輸入補給金の減少も七十七億圓にございます。その他コークスあるいはいろいろな雜品につきましては、價格補給金を極力削減する方法をとつておるのであります。衣料の問題につきましても、また一般輸入纖維製品につきましても、極力早期に補給金

を少くいたしましたして、減税財源あるいは災害復旧等に充てるべく努力いたしておるのであります。本委員会に直接關係のありますのは漁網の問題だと考へております。従来輸入補給金につきまして、マニラ麻等で三十億圓の補給金を年間見込んでおります。また漁網の原料になつております原綿につきまして、十五億圓程度の予算を計上いたしておるのであります。マニラ麻等の分は全部が漁網に行くわけではございません。ロープとかその他の用途に向つて行くものもあるであります。漁網に向うマニラ麻、タンニン等につきましては、先ほど申し上げた金額より少くなつて参りますが、原綿の十五億三千萬圓といふものは、これは全部漁網に行く分に相なつておるのであります。しこうしてこれは予算上上半期だけ、すなわち九月まで認められておるのであります。従つて予算の問題で補給金を削減するといふことは、マニラ麻、タンニン等の問題に相なつておるのであります。このマニラ麻、タンニン等につきましての補給金の廃止ということは、一應了解ができておるのであります。まだはつきり決定というわけには参りません。また予算上認められた原綿の補給金に新たに補給金を認めて行くか、すなわち予算上新たに要求するかという問題につきましては、だいたいのところきまつておらないのであります。私といたしましては、先ほど申し上げましたやうな趣旨によりまして、できれば早期に漁網等に對する補給金をなくして行くか、あるいは少くして行く方針で検討を續けている状況であります。

○夏堀委員 漁業資材の補給金の打切の問題は、わが日本の漁業の最重要問題でありますので、本日のこのごとく全國の代表者がこの水産委員会に参つて陳情している次第であります。ただいま大蔵大臣よりはつきりした答弁はありませんけれども、大体においてこれは打切りになるではないだろうか、あるいは相当思い切つた方がいいか、あるいは相當の御説明で、私は大蔵大臣の日本の水産に對しての御認識は十分ではないと存じますので、日本三百萬漁民の代表の聲として、この機会に一應この重要性を大蔵大臣に訴へて、補給金の打切りは、大蔵大臣のお考へになつていふやうな簡単な申し上げたのであります。私申し上げるまでもなく、大蔵大臣はドッジ・ラインによるところの日本の自立經濟に對するあり方を明確にする、さうした意味での御発言であつたと思ひます。けれどもこの漁業用資材は、日本の自立經濟の面と違つたものではないかといふことを私申し上げたいのであります。漁業の経営の困難といふことは、今さら申し上げるまでもなく、すでに昭和七、八年でありました。當時爲政者がこの漁業生産のために、思ひ切つて鯨油魚稅の措置をとつたこともあつたのであります。戦争によつて敗戦となり、さうして結果においてアメリカよりすべて輸入を受けなければ成り立たないわが國の漁業の狀態、さうして輸入資材すべてがアメリカに依存しなければならぬのであります。これが日本の生産による資材であれば、生産コストの引下げとか、企業の

合理化、いろ／＼なことによつて何とかなるではあるかと考えますけれども、その面だけではそれは不可能でありますので、どこまでもアメリカに依存しなければならぬのであります。これからアメリカがこれをどういうことに考へておつかか。これは申すまでもなく、アメリカが日本の漁業者にも魚を一匹でも多くつてくれるようにというので、この貴重な資材をアメリカが対日援助物資として、われ／＼にこれを供給しておると考へております。それが日本の経済自立のためではないだろうか。ここに大蔵大臣の考へになつておるドッジ・ラインによる経済の自立という一般的な補給金の打ち切りとかわつた点は、アメリカの好意による対日援助物資、特に日本漁業者にとって多くの魚をつてくれるようにと考へてくれた、それが、日本のいわゆる政治の上、特に大蔵大臣が所管の財政面だけから見ると、それによつてこれを打ち切ることになれば、せつ／＼のその好意は、結局生きた活動としてわれ／＼に與へることではなくして、アメリカの好意を無にするという結果にもなりはせんか、そのようにも考へられるのであります。しかしそれは大臣の御方針として、どこまでも全体の補給金打ち切りの面で御処置なさるということであれば、やむを得ないのではありませんけれども、これは本委員会に参つております代表の方々も、おそろしく同意であると思ひますが、結果において現れるのは何か。三百萬漁民のうち失業者はおそらく大半——私六〇％と計算しておりますが、漁船が繋船され、そして六〇％の生産減となる。従つて六〇％の人の失業状態にな

る。私三百萬漁民と申しておりますが、大体五人家族として千五百萬人となりませんが、これの六〇％とすると大体一千萬人ということになりま。この失業の状態、生産六〇％減ということは、日本の漁業にとつてゆゆしき問題であるばかりでなく、アメリカの援助を受けておる食糧問題の解決点に最も役立つところの食糧問題に、非常なる打撃と、今後の憂慮すべき事態の招来することを恐れるのであります。よつてまだ未決定であるという御説明に対して、私ここに大蔵大臣に対してきつ／＼申し上げることはどうかと思ひますけれども、かくのごとき事情のもとに立つておる日本の漁業状態、漁業経済というものが、政治的に見て將來恐るべき事態に突入するであろうということとを憂慮しておるのであります。財政面から見た大蔵大臣の御処置、これは一應御苦心のほどは御推察申し上げますが、日本の政治のあり方の大局から見て、財政面から見ただけに、よつて補給金の打ち切りの御方針を同一に扱つて御処置なされることに對しては、日本三百萬漁民は反對するであらうというところを、ここにはつきり申し上げておきます。大蔵大臣は、特に輸入資材によつてのみまかなわなければならぬわが日本の漁業の現状を十分に御察察になつて、過般私も大蔵大臣よりお伺ひしたお話の中には、私個人的に見ても、まことに不満にたえないものがありま。すけれども、しかしこれは感情は感情として、大きく日本の政治のあり方、そして三百萬漁民の失業状態、経済状態、こうした面を大きく見て、大蔵大臣のこれまでお考へになつておつたことに對して、できるだけの考

え直しを願ひたい。そうした意味でわが日本の経済の自立は、全体の補給金の打ち切りの面とはかわつた漁業資材の面のお取扱ひを要する次第でありま。す。私のただいま申し上げたことに對して、大蔵大臣はどういうお考へを持つておられるかを、この機会にお伺ひしたいのであります。

○池田國務大臣 補給金の削減に對する方針は、ただいま申し上げた通りであります。な。お附加して申し上げま。すと、とにかくあらゆる補給金を全部一度にさつと切るといふようなことは考へておりません。やはりそれが國民生活に及ぼす影響、わが國の産業に及ぼす影響、あるいはまた一般物價面に及ぼす影響などを十分考慮に入れま。して、は。ずし方を検討いたしておるのであります。お話の通りに、この漁網に對するものは、原料が全部アメリカあるいは南洋から来るものでございま。して、この問題が相當むずかしい問題になるのも、これがゆゑであるのであります。國內産の銅等につきま。しては、少々問題がございま。したが、もう大。体きま。りました。従つて先ほど申し上げたような状況と、また國民の負担の状況を考へて、適當な措置をとるべく苦慮いたしておるのであります。財政當局の考へばかりでももちろん行けま。せん。従つて閣議の重要事項として検討を重ねつ。つあるような状況であるのであります。この漁網等の問題につきま。しては、これがはずれた場合に、漁民の方にどれだけの影響があるか、あるいは今の統制の魚にどれだけの影響があるか、またその統制の魚が上つたとした場合に、一般物價にどうい。う影響があるか、そして統制の魚をはずす

時期いかんといふようなことも、あ。わ。せて検討いたしておる状況であるのであります。お話の点もありますので、十分あらゆる面から検討を加えま。して、善処いたしたいと考へておりま。す。

○夏堀委員 よくわかりましたが、ただいま統制の問題にお触れになつたようでありま。す。鮮魚の統制撤廃論もありま。すけれども、現在公定價格をほと。んど割つております。一、二の魚はど。うにか鮮度のいいものは維持してお。りますが、大体九〇％は公定價格を割。つております。これは購買力が減じた関。係であります。統制を撤廃すると同時。に、この補給金の打ち切りを交換とする。ということは、私も専門的から見た。目では、それはあまり賛成しかねるの。であります。統制を撤廃するとき。は、か。えつて東北、北海道の魚價は現。在より低落するといふ予想さ。持。つておるのではありません。そうした意味で統。制撤廃と補給金打ち切りを、その関連性。においてお考へになることは、私も。は。あまり賛成しかねるのであります。な。おもう一つ、補給金の打ち切りは、こ。れはい。わゆる大方針でありま。し。う。けれども先ほど申しましたように、漁。業資材は全部特別輸入品でありま。し。て、日本の生産ではありま。せん。から、この面において、大きく何かの事情に。よ。つて、日本の漁業資材の入手に對。する経済状態が変化を來して、補給金。の打ち切りにあつても、どうにかやり。得。る事態が生じたならば別ですが、この補。給金の打ち切りといふことは、当分の。御方針ではなく、やはり日本の生産の。維持といふことよりも、大きな政治問。題として展開するおそれもありま。すの。

で、この点も私も御考慮を願つてお。きたいと、この機会に申し上げてお。く。次第であります。

○松田委員 大蔵大臣も、三月の総選。挙には私同様日本國の自立經濟を。立て、日本の經濟を立直すべく、われ。われはこれをモットーとして國民に訴。えたのであります。しかも私も、た。だいまの大蔵大臣のお話同様に、補。給金といふものに対しては、おそろしく。全部の補給金をはずして、そして税。の軽減をはかるものであります。われ。／＼は念願とするものであります。しか。し、ただいま夏堀委員のお話にもあ。つた。ごとく、今日の漁業の實際は、大蔵大臣。にはさほど詳しくお調へになつてい。ないように考へられるのであります。か。し、これもやむを得ないことと存じ。ま。すが、ただいま夏堀委員からのお話。があ。つた。ごとく、また現在の水産業の。實際といふものは、漁獲されたる漁。獲物も、ただいまの統制經濟により、び。つこの經濟によつて、現在販賣さ。れておるものが實際であります。われ。／＼は二月以來第五國會を通じて鮮魚の統。制撤廃を叫んだものであります。現在。においてはまだ統制の撤廃は實現し。ておりませんが、しかもただいま夏堀。委員が言われておる通りに、東北、北海。道の水産業者は、統制を撤廃された。あ。かつきには、必ずや魚價が低廉にな。り、むしろ現在よりも苦しい立場にな。ると思ひます。だがそこにお。互。いが良心的な、また研究によつてわ。れわれの水産經濟を建て直すべく、初。めてそこに生れる構想を現在お互。に。われ／＼考へておるものが實際であり。ま。す。魚は安くなるだろう、肥料にお。いては、われ／＼も二月から第五國會に

おいていろいろと陳情、また議論を申しましたが、いまだ魚肥の統制は強化されこそあれ、その原價にも及ばないような價格において吸収されておる状態であり、かような魚民の犠牲性において今まで強いられておる現在、これを自主的なわれわれの創意くふうによつて日本の経済の自立をはからんとするときにおいて、われわれはわが民主自由党内閣において、びつこな統制経済を一人前の自由経済に建て直すことを大蔵大臣に特に水産業者としてお願いをする次第でございます。またわれわれはたとい補給金が全面的に不足される、なくなるとしても、日本の食糧の絶対量が足りない、米、塩においては必ずこれは補給金をもつてまかなわなければならないものでなからうかと考えるものであります。さてその米に次ぐ魚であります。日本民族の最も必要とする魚が、もし補給金なくして自由経済になつて、創意くふうをもつてわれわれが水産の事業を経営するにあつて、常にそこに非常な打撃をこうむるならば、米に次ぐ魚がもし減退するような場合においては、ゆゆしき問題が惹起するものではなからうか、水産漁獲物と日本人の最も必要である食糧、米、塩というものは不可分な事柄である。これをよくお考えになつて、今後における漁業用の重要な資材に対する補給金に対しては、御考慮をお願いいたし存するものであります。われわれもまた安本長官を委員会においてを願つて、一課長や部長の考え方だけでなく、長官の意見も聞き、われわれの意見も聞いていただきたい、こう考えるものであります。大蔵大臣からも、閣議を通して安本長官にも、

われわれの水産委員会に御出席になるようにお話を願いたいと存するものであります。

○鈴木善之助委員 大蔵大臣の御説明によりまして、この漁業用資材に対する補給金の問題がきわめて重大な問題であるために、現在いまだ慎重に研究中である、しかもわが國の漁業並びに國民生活に重大なる影響を持つ問題であるから、慎重にこれを取扱わなければならないという趣旨の御説明があつたのであります。私もまことにさもあるべきだと感ずる者であります。この漁業用資材がもし補給金を今の段階において一挙に打ち切りになりますならば、夏堀委員からも御説明のありましたように、ほとんどわが國の全漁業に重大なる結果をもたらすものであります。たとえばわが國の以東底びき約二千九百隻以上に及ぶところのものを例にとつてみましても、その経営費は補給金の打ち切りによりまして三五%以上の経営費の値上りを來すのであります。もしさうな結果になりますならば、おそらく四百隻前後の赤魚を対象とする底びき網はどうか経営が成立つといたしましても、ほとんど大部分の底びき網は壊滅状態になるのであります。その他漁業用資材を多量に使用します定置漁業におきましても、あるいは巻網漁業におきましても、底びき漁業に劣らざる大きな打撃をこうむることは今日の経済状態から見ても明らか点であります。先ほど大蔵大臣の御説明の中に、肥料等の重要な物資について補給金の削減について考慮を拂つておるといふ趣旨の御説明がありましたが、肥料等につきましても、その対象になるところの米價はパリテ

イー計算によつて改訂いたすのであります。当然肥料に対する補給金の打ち切りによる部分は、米價においてこれを吸収して農家を救済する道があるものでありますけれども、今日の主食に次ぐところの重要な、國民生活に關連を持つところのこの魚におきましては、公定價格の改訂によつてこの補給金打ち切りの打撃を緩和することができない、救済することができない。と申しますことは、先ほど夏堀委員から申し上げましたように、今日統制を撤廃いたしましたけれども、これ以上の魚價の値上りを期待することができない。現在においてさえマル公を割つておるような状態であり、これを補正することができないのであります。このような特殊な關係に相なるのであります。私ども大蔵大臣がおつしやるように、できるだけ早い機会に漁業経営の合理化を促進し、あらゆる対策を練つて、補給金等の措置を講じなくとも、わが國の漁業が自立できる態勢を持つて行くことを念願し、努力しておるものであります。しかしながら今日はこれらの資材が全部輸入物資であり、その輸入物資の價格と魚價との間には大きな差をこのままに放置するならば、わが國の漁業は壊滅し、食糧の大きな部分を占めておる魚肉蛋白の確保にも重大な支障を來すという点を十分御研究の上、大蔵大臣の御同情ある御善処をお願いしたい。そのためには当委員会においても、全力をあげてこれに要するところの關係資料——補給金を打ち切つた場合に漁業経済に及ぼす資料をあらかじめ集録いたしまして、大蔵大臣に提

出したしたいと思ひます。それらの資料に基いて慎重の上にも慎重に、三百万の漁民諸君と國民生活全般に及ぼす影響を御考慮の上、善処されんことを切に希望するものであります。

○田口委員 補給金問題の処置いかんにつきましても、漁業あるいは國民食糧問題その他に關しまして重大なる影響あることにつきましては、前の各委員からの御発言がございましたから、私は特に見方をかえまして、日本の自立経済がいかにあるべきか、いかに考え行くか、こういう点からいいたしまして、この補給金問題について、特に大蔵大臣の御同情と御配慮をお願いいたします。日本の自立経済は、輸出の増進、この推進と輸入をできるだけ少くする、この二面から推進して行かなければならぬと考えるのであります。日本の輸入という点につきましても、日本は輸入と輸出の輸入代金が相当大きな金額を示しております。従つてこの大きな輸入金額を少くし、あるいはなくするということは、他面において輸出を増大する結果とほとんど同じと考へるのであります。この点につきましても、われわれは三百万の漁民がいかなる程度の貢獻を國家にしておるかという点について、私は多少の数字をもつて大蔵大臣に申し上げたいと思ふのであります。昭和二十三年に日本が外國から輸入いたしました食糧は、大体二億四千万ドルであります。そうして二百八十八万トンを入力しております。この金額とこの数量から計算いたしますと、外國輸入食糧の一トン当りの輸入金額は百九ドルに相当しております。水産界で一つの例をとりますと、支那

東海で操業しております以西底びきが、二十三年度におきましてどれだけ輸入資材を使つて、どれだけを生産をあげたかという点を計算してみますと、輸入資材は三百七十万ドル使つております。それであげました魚は二十二万トン余でございます。これを一トン当りの生産費を計算してみますと、大体十六ドルに相当しております。輸入食糧品は一トン百九ドル要しておりますし、われわれの力で生産いたしました魚は一トン十六ドルで生産しております。これは見返り資金の中から出ておる。従つてこの経費が日本國民の負担になるかならないか、この点ははつきりいたしませんけれども、少くとも日本の將來の自立経済のあり方というものは、この輸入に要する代金をできるだけ少くする。少くして國內生産にまづ、こういう点から言ひまして、今日いろいろな雜穀類の輸入が一トン当り大体百九ドルかかつておるのが、いわゆる高級なる蛋白質の供給源たる魚類は一トン十六ドルで生産しておる。この点から申しまして、われわれは食糧問題あるいは漁民の生活という問題のほかに、日本の自立経済を確立する。こういう点におきまして大きな貢獻をしておるんじゃないか。従つてこの補給金を簡単に打ち切られるということは、日本の自立経済の確立という点から言つても非常に遺憾に存するのであります。この点からいいたしましてこの問題については、非常に慎重なる考慮と御配慮をぜひお願いしたい。こういうことを考えておるものであります。

○石原委員長 大蔵大臣との約束の間はもう過ぎましたから、本日はこの

程度で終り、次の機会にお願いいたします。前の川村さんに対する答弁が残っておりまして……。

○松元説明員 先ほどの御質問のうち、第二の水面と漁場の関係につきまして御説明いたします。これは現行法と違っておりません。現行法でも水面という言葉を、漁場という言葉をやはり用いております。

○川村委員 そうすると二十四條で詳しく質問しますが、漁場というものは海だと解釈していいですか。

○松元説明員 漁場と申しますのは、現行法で使っておりますあの意味でございます。現行法の施行規則で定義の漁場とはこれを言う、船びきの漁場とはこれを言う、規定しているのです。それを指すので、これはこの内水面という言葉とは別に關係はなく、内水面は含まぬ、海面に限るというのではなく、現行法でも内水面について、あの漁場という言葉を使っております。

○川村委員 私の聞かんとするところは、水面とか海面とか海区とか、いろいろ法案に使っておりますが、現行法では漁場とこう使っているわけですか。漁場の総合利用という言葉を使っておりますわけですか。そこで漁場というものは、海に關する限りは、漁場というものと水面というものとをどういうように法的に解釈したらよいのか、また当法案の水面、海区、内水面とかいつたようなことは、どういうように法的に解釈したらよいのかという問題です。

○松元説明員 もう一度繰返します。水面という言葉を漁場という言葉は、現行法と同じであります。新しく用いました言葉は、海面という言葉、

内水面という言葉を、及び海区、この三つであります。海面、内水面と申しますのは、海といふゆる内水とわけて區別して呼んだわけでありまして、新しい概念は海区という言葉であります。これは水面というのとは廣い概念で、その中の一定の区域、つまり海区漁業調整委員会が管轄いたします区域、これを海区と申しております。

○川村委員 松元君にばくの聞いておることは、ちよつとびんと来ないようですが、漁場という言葉を現行法では使つておるのだ、例を引いて言えば、漁場区域の変更と言つて、海の中の区域を変更する、こうなつておるのです。その場合に水面というものは、もちろん海面もありましよう、内水面もありましよう。漁場というものを海面と解釈していいか、あるいは海面というものを漁場として解釈していいか、この解釈をどうするかということですが、

○松元説明員 ちよつと私には御質問の意味がびんと来ないのであります。が、今の海面と言われたのは、海に關する限りですか。一應海につきますし、内水面は別といたしまして、水面を海につきますしは海面と言つておられます。海面というものは、海の上である、こゝ御了解願ひたい。定置を張る区域、現行法でも使つております免許の漁場区域、これを漁場と言つております。従つて二十四條で、この條文は現行法と同じであります。これで漁場という言葉を使つておるの、定置の漁場は網を張る区域、特別漁場の場合は、一定の引揚げのある区域、そういうように使つております。

○川村委員 それでは二十四條で私詳しく質問しますが、漁場の定置物とい

うのは、海の中に網を張つたものを意味するのですか、どうですか。

○松元説明員 ただいまの御質問は、定置する工作物の意味の質問と思ひます。網等は一般に工作物とは解釈されておられません。これは漁場の工作物というように解釈願ひます。

○川村委員 それでは他の時間に譲りますが、もう一つこれは字句の問題と思ひますが、どう解釈するか、立法の方はどう解釈しているか。長官が漁業の民主化ということが先なんだ、絶対的なんだ。懇談的なお話の中にもこれが先だ、少くとも生産が減つてもいい、というふうなことを言つておるが、それならばなぜ一体この法律に一番先に漁村の民主化をはかるんだということをつたつて、それから水面を総合利用する、ということを書かなかつたか。そこに一体何か複雑した事情があるかどうかという問題です。

○久米説明員 それではお答えいたします。漁業の生産力と民主化ということにつきまして、昨日來非常に議論があるわけですが、どうも内容がはつきりしないためにいろいろ誤解があるのではないかと思ひますので、こゝで「あわせて」といふふうに書いておきますので、それと關連いたしまして少し簡単に御説明いたします。この法文の上で申します「あわせて」といふのは、漁業生産力を一方で發展させて、何と申しますか、副次的にということ意味はございません。これは法律的に申しますと両方並行するものでございまして、この点が昨日からいろいろ議論になつておりますので、もう一度はつきりと生産力と民主化という問題につ

いて、内容的に御説明したいと思ひます。

この漁業生産力と民主化というものにつきまして、これは矛盾しないといわれれば考へておるわけでございまして、そこで申しております漁業生産力というものにつきましては、これは漁獲の絶対量の増加というものももちろん考へておりますし、先ほど他の委員の方からお話のありました労働の生産性ということも当然に含まれるわけでございまして、それで漁獲の絶対量という意味におきましては、水面の総合的な高度利用によつてこれをはからなければならぬといふふうに考へておるわけでありまして、一つの経営單位についての生産力ということではないと考へるのであります。これは漁場そのものの特殊性から見まして、一つの網の内容が他の漁業に影響がありますので、それをひつくるめた水面の総合的な利用ということによつてはかつて行きたい、これは免許の事前決定と申しますか、漁場の計画化ということ、調整委員会による調整によつてはかりたいというふうに考へるわけであります。

第二に漁業の労働の生産性の向上という問題につきましては、これまで漁場そのものの特殊性、つまり水面の利便の特殊性から見まして、これをただ一経営體内部の労働の合理化、非常に少い労働者でそれをやつてしまふといふことでは必ずしもないのであります。これは結局、その場合に限られた漁場の資源というふうな問題とも關連いたしまして、その一つ一つの漁民の生活が確保されなければ、労働の生産性というものが長期にわたつて確保できないといふ考へ方をとつておるわけ

でございます。そこでそれと漁業の民主化とどういふふうに関連するかという問題でございしますが、これが兩者並行して行くといふことは、まず生産面、生産の實體、それから労働面、流通面その他漁村生活全般にわたつて、また行政面についても言えることであります。そういうふうな複雑な内容を持つたものだと思ひます。

しかしその性格は先ほど部長からお話のございましたように、当然日本の現実の漁業の事情の中から、当然に考へられなければならないといふことは申すまでもないことであります。そこでまず生産面から申しますと、これを漁場そのものの内容から見まして、そのうちの大きな経営というものが入会漁場の中に入つて来るというふうな關係から、この大経営と小漁民との調整ということが、生産力の面から民主化の面からも当然にとられなければならぬわけでありまして、現行法においてはそれがとられてない。それを当然今度の調整委員会その他の措置によりまして、あるいは漁場の計画化というふうな形によつて調整して行く必要がある。また小漁民同志の旧來の慣行その他によつて専用対入漁というふうな争いにつきましても、これを封建的なもので、そのまましておくのではなくして、もつと合理的に、つまり民主的にそれを調整して行く必要がある。それは生産力の面からも要求されることだ、こゝういふふうな考へるわけでありまして、もちろんこの場合ある一部の個人の業者が大き、たとえば慣行専用漁業権をもつて他の入漁を排除するといつたような問題も、この意味から言つて排除されなければならないとい

ことが考えられると思うのであります。

なおこれと関連いたしましたして、漁場そのものがどうしても漁業そのものの性格上漁場を独占しなければならぬといふのは、これは技術的にも必要なのであります。それが無制限に行われておるといふことからいへば、問題が起るわけでありまして、ことに定置漁業なんかにかかり例をとつてみても、相当大きな網になりますと、それによつてその漁業関係というものは非常に影響されるわけでありまして、それに対して他の小さな漁ができて、それにより、その網にどうしても乗らなければならぬといふような場合が多いのであります。これは普通の工場などにおきますような労働者と資本との関係が、自由な労働力の賣買といふようなかつこうにならない場合が多いのであります。それでどうしてもその網に乗りなければならぬといふようなことから、いわゆる身分的な隷属関係が生ずることがあるわけでありまして、こういうようなことも当然いわゆる封建的な残滓物という問題と関連いたしましたして、民主化という点からは問題にされなければならぬ。そうしなければ、やはりその地元零細漁民の生活というものが確保できないではないかといふことが考えられるわけでありまして、なお流通面に関連して申しますと、漁獲物というものは腐りやすいといふような性格から、いわゆる流通部面におきまして、封建的な商人あるいは高利貸といつたようなものから不当に安く買いたたかれる。あるいは仕込みを受けて、そのために債務的にも隷

属いたしましたして、いわゆる自由な商品取引ができないという形になる場合もあるわけですが、こういうような問題がやはり漁業の実際の面から起つて来ているわけでありまして、また漁業権の独占性に基きまして、いろいろ村のいわゆる古い村落構成、家族制度と関連いたしましたして、いろいろ身分的な関係、あるいは差別待遇といつたような問題も起つて参ります。しかもこれらが漁業権と複雑な関係をもつて結びついているので、こういう封建的な残滓物の排除が当然に問題にされなければならぬ。また同時に行政面から申しますと、そういう免許、許可といふような非常に重要な問題が、行政官廳の一方的な措置にまかされておつたといふような点から、総合的に考えまして、いわゆるここで問題になる民主化ということが言われるわけだと思ふのであります。こういうようなものをその意味で民主化したしませんが、と、生産力をほんとうに伸ばして行く基礎が養われないといふ意味において、これは兩者並行して行くものだと考えるわけでありまして、なおここで特に申し上げておきたいのですが、漁業の民主化、生産力の発展は、漁業が現在國民経済の中で置かれていゝゆがんだ位置をそのままにしては、とうてい期し得ないのであつて、この制度改革をてこととして、漁業全体の産業としての確立を期することこそ制度改革の最高のねらいであると思ふのであります。

○川村委員 わかりました。

○石原委員長 本日はこの程度にとどめたいと思ひます。つきましては總体質問にかなりの時間を費やしまして、

大体もう補足的な質問も終つたのでありますけれども、逐條審議に入りましても、第何條を基礎としての質問が少いのであります。その関係が非常に時間を要すると思ふのであります。願わくば明日はその一條ごとに條項を指摘した質問を願ひたい。時間の関係上、特にそれを希望する次第であります。なお願わくば大体明日ぐらゐに逐條審議は終りたいといふ希望を持つておる次第であります。

明日は定刻より開会することといたしまして、本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時五十四分散会

昭和二十四年十月二十一日印刷

昭和二十四年十月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局